平 成 27　年 版

消　防　白 書

－抜粋－

消　防　庁

海外消防情報センターにおいて抜粋・再構成しております。

平成 27 年度　消防白書－抜粋－目次

第 1 章　災害の現況と課題

第 1 節　火災予防 1

[　火災の現況と最近の動向　] 白書 48-49 頁 1

[　火災予防行政の現況　] 白書 69-83 頁 3

1.　住宅防火対策の現況 3

2.　防火対象物 3

3.　防火管理制度 4

（１）防火管理者 4

（２）統括防火管理者 4

（３）防火対象物定期点検報告制度 5

4.　防災管理制度 7

（１）防災管理者 7

（２）統括防災管理者 7

5.　立入検査と違反是正 7

（１）立入検査と違反是正の現況 7

（２）新「適マーク制度」の運用開始 8

（３）違反対象物の公表制度の運用開始 8

6.　消防用設備等 8

（１）消防同意の現況 8

（２）消防用設備等の設置の現況 8

（３）消防設備士及び消防設備点検資格者 9

（４）防炎規制 10

（５）火を使用する設備・器具等に関する規制 10

7.　消防用機械器具等の検定等 10

（１）検定 10

（２）自主表示 11

8.　消防用設備等に係る技術基準の性能規定 12

9.　火災原因調査の現況 12

10.　製品火災対策の推進 13

11.　屋外イベント会場の防火対策の推進 13

第 2 節　危険物施設等における災害対策 14

[　危険物施設等における災害の現況と最近の動向　] 白書 86-88 頁 14

1.　火災事故 14

（１）危険物施設における火災事故発生件数と被害 14

（２）危険物施設における火災事故の発生要因 15

（３）無許可施設における火災事故 15

（４）危険物運搬中の火災事故.....16
（５）仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故.....16
2. 流出事故.....16
（１）危険物施設における流出事故発生件数と被害.....16
（２）危険物施設における流出事故の発生要因.....16
（３）無許可施設における流出事故.....16
（４）危険物運搬中の流出事故.....18
[危険物行政の現況] 白書 88-94 頁.....18
1. 危険物規制.....18
（１）危険物規制の体系.....18
（２）危険物規則の最近の状況…省略.....19
（３）危険物施設の現況.....19
（４）危険物取扱者.....20
（５）事業所における保安体制の整備.....21
（６）保安検査.....21
（７）立入検査及び措置命令.....21
2. 石油パイプラインの保安.....21
（１）石油パイプライン事業の保安規制.....21
（２）石油パイプラインの保安の確保.....21
第 3 節 石油コンビナート災害対策.....22
[石油コンビナート災害の現況と最近の動向] 白書 96-97 頁.....22
1. 事故件数と被害.....22
2. 事故の特徴.....23
（１）特定事業所区分別事故件数.....23
（２）特定事業所の業態別事故件数.....23
[石油コンビナート災害対策の現況] 白書 97-101 頁.....23
1. 石油コンビナート等特別防災区域の現況.....23
2. 道府県・消防機関における防災体制.....25
（１）防災体制の確立.....25
（２）災害発生時の応急対策.....25
（３）特別防災区域所在市町村等の消防力の整備.....25
3. 特定事業所における防災体制.....25
（１）自衛防災組織等の設置.....25
（２）大容量泡放射システムの配備.....25
（３）自衛防災体制の充実.....26
4. 事業所のレイアウト規制.....26
（１）レイアウト規制.....26
（２）新設等の届出等の状況.....26

5.　その他の災害対策 27
（１）災害応急体制の整備 27
（２）防災緩衝緑地等の整備 27

附属資料

附属資料 6　都道府県別火災損害状況 白書 295-297 頁 28
附属資料 34　危険物施設数の推移 白書 322 頁 31

第1節　火災予防

火災の現況と最近の動向

この 10 年間の出火件数をみると、６万 387 件であった平成 16 年以降おおむね減少傾向となっており、平成 26 年中の出火件数は、４万 3,741 件と前年に比べ 4,354 件（9.1%）減少し、10 年前（平成 16 年中の出火件数）の 72.4%となっている。また、火災による死者数も、2,195 人を記録した平成 17 年以降おおむね減少傾向にあり、平成 26 年中の火災による死者数は、1,678 人と前年に比べ 53 人（3.3%）増加したものの、10 年前（平成 16 年中の火災による死者数）の 83.7%となっている（第 1-1-1 図、第 1-1-1 表）。

第 1-1-1 図　火災の推移と傾向図

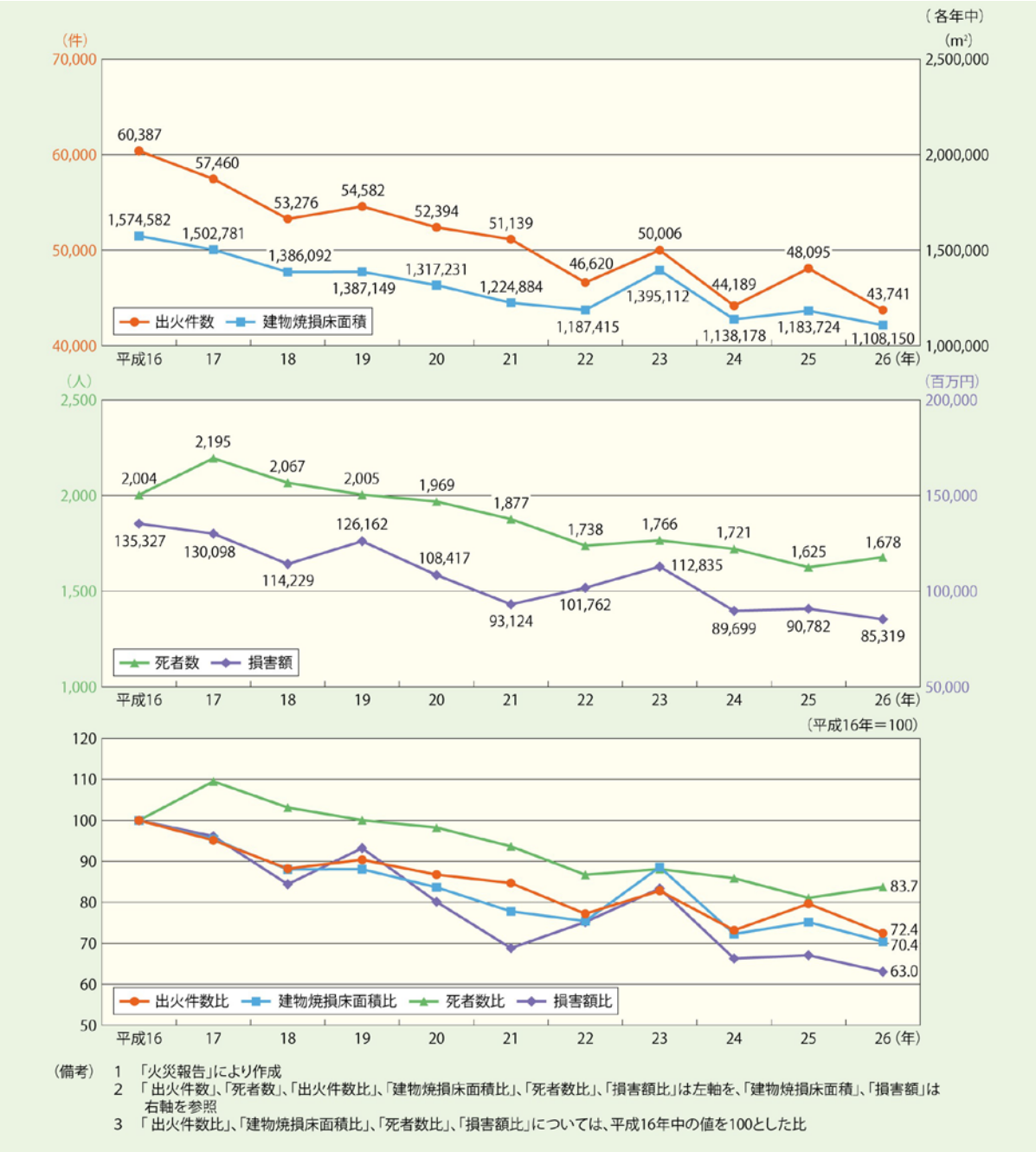

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
3　「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成16年中の値を100とした比

第 1-1-1 表 火災の状況

（各年中）

区　分	単位	平成 16 年	平成 25 年（A）	平成 26 年（B）	増減（B）－（A）（C）	増減率（C）/（A）×100（%）
出火件数	件	60,387	48,095	43,741	△4,354	△9.1
建物火災		33,325	25,053	23,641	△1,412	△5.6
林野火災		2,592	2,020	1,494	△526	△26.0
車両火災		7,077	4,586	4,467	△119	△2.6
船舶火災		132	91	86	△5	△5.5
航空機火		10	3	1	△2	△66.7
その他の火災		17,251	16,342	14,052	△2,290	△14.0
焼損棟数	棟	46,018	35,031	33,380	△1,651	△4.7
全焼		10,609	8,036	7,411	△625	△7.8
半焼		3,517	2,113	2,021	△92	△4.4
部分焼		13,754	9,564	9,019	△545	△5.7
ぼや		18,138	15,318	14,929	△389	△2.5
建物焼損床面積	m^2	1,574,582	1,183,724	1,108,150	△75,574	△6.4
建物焼損表面積	m^2	158,292	120,615	118,684	△1,931	△1.6
林野焼損面積	a	156,779	97,079	106,182	9,103	9.4
死者	人	2,004	1,625	1,678	53	3.3
負傷者	人	8,641	6,858	6,560	△298	△4.3
り災世帯数	世帯	29,793	21,369	20,788	△581	△2.7
全損		7,021	4,863	4,569	△294	△6.0
半損		2,461	1,559	1,425	△134	△8.6
小損		20,311	14,947	14,794	△153	△1.0
り災人員	人	76,960	49,676	47,726	△1,950	△3.9
損害額	百万円	135,327	90,782	85,319	△5,463	△6.0
建物火災		126,529	82,320	77,656	△4,664	△5.7
林野火災		809	233	1,369	1,136	487.6
車両火災		3,376	3,668	2,625	△1,043	△28.4
船舶火災		627	299	241	△58	△19.4
航空機火災		141	5	0	△5	△100.0
その他の火災		2,746	2,209	2,820	611	27.7
爆発		1,099	2,049	608	△1,441	△70.3
出火率	件/万人	4.8	3.7	3.4	△0.3	—

（備考）
1「火災報告」により作成
2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。00
3「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
4「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
5「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
6「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
7「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
8「その他の火災」とは、建物火災、車両火災、林野火災及び航空機火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
9 死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
10 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
11 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
12 △は負数を表す。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
13 増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
14 人口は、平成16年及び平成25年については各年3月31日現在の住民基本台帳、平成26年については3月31日現在の消防防災・震災対策現況調査による。
15 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別（建物、車両、林野、船舶、航空機、その他の別）ごとに計上している。以下本節においてことわりのない限り同じ。
16「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。
17 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

火災予防行政の現況

1. 住宅防火対策の現況

平成 26 年中の放火を除いた住宅火災の件数（1 万 1,855 件）は、放火を除いた建物火災の件数（2 万 1,620 件）の約 5 割となっている。また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（1,006 人）は、放火自殺者等を除く建物火災による死者数（1,127 人）の約 9 割となっており、過去 10 年以上この傾向で推移している。さらに、住宅火災による死者の約 7 割が 65 歳以上の高齢者となっている。

平成 16 年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成 18 年 6 月から義務化され、既存住宅についても平成 23 年 6 月までに各市町村の条例に基づき、全国すべての市町村において義務化された。消防庁では「住宅用火災警報器設置対策会議」を開催し、同会議において決定された基本方針を踏まえ、全国の消防本部等において、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。平成 27 年 6 月 1 日時点で全国の設置率は 81.0%、条例適合率は 66.4%となっており、都道府県別にみると設置率、条例適合率とも福井県が最も高くなっている。

2. 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等*1の設置、防炎物品の使用などを義務付けている。

第 1-1-27 表 防火対象物数

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

防火対象物の区分		全国	21 大都市	割合（%）	防火対象物の区分		全国	21 大都市	割合（%）
（一）	イ　劇場等 00	4,364	647	14.8	（九）	イ　特殊浴場	1,605	677	42.2
	ロ　公会堂等	66,403	6,216	9.4		ロ　一般浴場	5,002	1,329	26.6
（二）	イ　キャバレー等	1,012	122	12.1	（十）	停車場	3,859	1,381	35.8
	ロ　遊技場等	11,081	2,061	18.6	（十一）	神社・寺院等	56,718	11,710	20.6
	ハ　性風俗特殊営業店舗等	206	116	56.3	（十二）	イ　工場等	496,345	69,894	14.1
	ニ　カラオケボックス等	2,815	672	23.9		ロ　スタジオ	391	130	33.2
（三）	イ　料理店等	3,575	582	16.3	（十三）	イ　駐車場等	50,937	15,000	29.4
	ロ　飲食店	83,505	16,762	20.1		ロ　航空機格納庫	696	107	15.4
（四）	百貨店等	157,972	27,092	17.1	（十四）	倉庫	325,223	52,192	16.0
（五）	イ　旅館等	58,998	5,871	10.0	（十五）	事務所等	458,462	106,337	23.2
	ロ　共同住宅等	1,281,786	474,318	37.0	（十六）	イ　特定複合用途防火対象物	363,794	133,663	36.7
（六）	イ　病院等	64,495	12,286	19.0		ロ　非特定複合用途防火対象物	254,195	117,435	46.2
	ロ　特別養護老人ホーム等	41,048	6,623	16.1	（十六の	地下街	64	55	85.9
	ハ　老人デイサービスセンター等	68,078	11,082	16.3	（十六の	準地下街	7	6	85.7
	ニ　幼稚園等	18,597	4,235	22.8	（十七）	文化財	8,590	1,575	18.3
（七）	学校	129,298	28,623	22.1	（十八）	アーケード	1,332	475	35.7
（八）	図書館等	7,536	850	11.3	（十九）	山林	0	0	
					合　計		4,027,989	1,110,124	27.6

（備考）1　「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち（、一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が 150m² 以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。以下同じ。）により作成

2　21 大都市とは、東京都 23 区及び 20 の政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）をいう。

*1　消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等）

平成 27 年 3 月 31 日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（上記消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積 150m2 以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。）による数。以下同じ。）は、402 万 7989 件である。

また、21 大都市（東京都特別区及び政令指定都市）の防火対象物数は、111 万 124 件と全国の防火対象物の 27.6%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街（全国の 85.9%）、準地下街*2（同 85.7%）、性風俗特殊営業店舗等（同 56.3%）などである（第 1-1-27 表）。

3. 防火管理制度

（1）防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者*3を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画*4の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

平成 27 年 3 月 31 日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に 106 万 4,933 件あり、そのうち 80.3%に当たる 85 万 4,731 件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。しかしながら、21 万 202 件の防火対象物については防火管理者が未選任の状況であり、これらの防火対象物の管理権原者に対して、消防機関が指導・命令を行い、是正に努めている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は 79 万 585 件で全体の 74.2%となっている（第 1-1-28 表）。

（2）統括防火管理者

消防法では、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物*5等で、その管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等を行わせることにより、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている（統括防火管理制度：平成 26 年 4 月 1 日施行）。

これは、従来の共同防火管理協議制度（防火対象物の管理権原者のうち主要な者を代表者とする共同防火管理協議会を設け、防火管理に係る消防計画の作成その他必要な業務に関する事項を協議して定め、共同で防火管理を行うもの）では、統括防火管理者の役割や権限が法令上明確でなく、防火管理を一体的・自律的に行う体制が構築できなかったため、消防法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 38 号）により、統括防火管理者の選任を義務付け、統括防火管理者に各防火管理者への指示権を付与することとしたものである。

平成 27 年 3 月 31 日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に 8 万 8,474 件あり、そのうち 45.2%に当たる 3 万 9,950 件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は 3 万 9,528 件で、届出率は 44.7%になっている（第 1-1-29 表）。

---

*2 準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とをあわせたもの
*3 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者
*4 防火管理に係る消防計画：防火上必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するものである。
*5 特定防火対象物：百貨店、飲食店などの多数の者が出入りするものや病院、老人福祉施設、幼稚園など災害時要援護者が利用するもの等の一定の防火対象物

（３）防火対象物定期点検報告制度

火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、消防機関のみならず防火対象物の関係者が防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令への適合を図ることが重要である。

そのため、消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を１年に１回義務付けている。

第 1-1-28 表 全国の防火管理実施状況

項目 / 防火対象物の区分			防火管理実施義務対象物数	防火管理者を選任している防火対象物数	選任率（%）	防火管理に係る消防計画を作成している防火対象物数	作成率（%）
（一）	イ	劇場等	3,377	3,052	90.4	2,941	87.1
	ロ	公会堂等	60,771	48,658	80.1	45,091	74.2
（二）	イ	キャバレー等	824	483	58.6	407	49.4
	ロ	遊技場等	9,746	9,018	92.5	8,559	87.8
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	150	115	76.7	114	76.0
	ニ	カラオケボックス等	2,648	2,435	92.0	2,320	87.6
（三）	イ	料理店等	2,781	2,432	87.5	2,196	79.0
	ロ	飲食店	75,005	58,827	78.4	53,711	71.6
（四）		百貨店等	103,196	81,964	79.4	76,331	74.0
（五）	イ	旅館等	36,985	34,627	93.6	33,300	90.0
	ロ	共同住宅等	177,148	134,015	75.7	122,281	69.0
（六）	イ	病院等	23,454	21,264	90.7	20,503	87.4
	ロ	特別養護老人ホーム等	32,964	31,164	94.5	30,355	92.1
	ハ	老人デイサービスセンター等	42,312	40,052	94.7	39,068	92.3
	ニ	幼稚園等	11,919	11,532	96.8	11,237	94.3
（七）		学校	44,327	42,471	95.8	41,191	92.9
（八）		図書館等	4,950	4,560	92.1	4,367	88.2
（九）	イ	特殊浴場	1,376	1,243	90.3	1,180	85.8
	ロ	一般浴場	3,033	2,764	91.1	2,585	85.2
（十）		停車場等	684	527	77.0	481	70.3
（十一）		神社・寺院等	24,406	19,618	80.4	17,670	72.4
（十二）	イ	工場等	39,978	34,678	86.7	32,063	80.2
	ロ	スタジオ	307	251	81.8	236	76.9
（十三）	イ	駐車場等	1,354	1,084	80.1	977	72.2
	ロ	航空機格納庫	66	48	72.7	43	65.2
（十四）		倉庫	10,067	7,766	77.1	7,080	70.3
（十五）		事務所等	98,121	80,129	81.7	74,020	75.4
（十六）	イ	特定複合用途防火対象物	210,491	149,363 （25,803）	71.0 （12.3）	132,901 （27,716）	63.1 （13.2）
	ロ	非特定複合用途防火対象物	41,119	29,330 （4,507）	71.3 （11.0）	26,222 （4,817）	63.8 （11.7）
（十六の二）		地下街	64	51	79.7	45	70.3
（十七）		文化財	1,310	1,210	92.4	1,110	84.7
合　計			1,064,933	854,731	80.3	790,585	74.2

（備考）１　「防火対象物実態等調査」により作成
２　防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は防火管理に係る消防計画の作成をしている場合のみ計上する。（　）内は、部分的に選任又は作成されている防火対象物の数値である。
３　防火対象物の区分は、消防法施行令別表第一による区分であり、施設の名称はその例示である。以下本節においてことわりのない限り同じ。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について３年以上の実務経験を有する消防設備士*6や、防火管理者として３年以上の実務経験を有する者など、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

また、防火対象物点検資格者は、新しい知識及び技能を習得する必要があるため、５年ごとに再講習を受講することが義務付けられている。平成 27 年３月 31 日現在、防火対象物点検資格者の数は２万 8,112 人となっている。また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始してから３年間以上継続しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づく消防機関の行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、３年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は「防火優良認定証」をそれぞれ表示することができる。

第 1-1-29 表 全国の統括防火管理実施状況

（平成 27 年３月 31 日現在）

項目 防火対象物の区分			統括防火管理実施義務対象物数	統括防火管理者を選任している防火対象物	選任率（%）	全体に係る消防計画を作成している防火対象物数	作成率（%）
（一）	イ	劇場等	24	18	75.0	10	41.7
	ロ	公会堂等	66	23	34.8	23	34.8
（二）	イ	キャバレー等	79	12	15.2	12	15.2
	ロ	遊技場等	96	51	53.1	45	46.9
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	37	28	75.7	18	48.6
	ニ	カラオケボックス等	25	10	40.0	5	20.0
（三）	イ	料理店等	4	0	0.0	0	0.0
	ロ	飲食店	2,447	1,018	41.6	992	40.5
（四）		百貨店等	922	278	30.2	260	28.2
（五）	イ	旅館等	187	110	58.8	109	58.3
（六）	イ	病院等	194	96	49.5	94	48.5
	ロ	特別養護老人ホーム等	126	63	50.0	54	42.9
	ハ	老人デイサービスセンター等	154	48	31.2	48	31.2
	ニ	幼稚園等	20	4	20.0	3	15.0
（九）	イ	特殊浴場	67	33	49.3	32	47.8
（十六）	イ	特定複合用途防火対象物	57,518	25,572	44.5	25,375	44.1
	ロ	非特定複合用途防火対象物	7,595	2,806	36.9	2,747	36.2
（十六の二）		地下街	55	45	81.8	45	81.8
（十六の三）		準地下街	4	3	75.0	3	75.0
高層建築物			18,854	9,732	51.6	9,653	51.2
合　計			88,474	39,950	45.2	39,528	44.7

（備考）１　「防火対象物実態等調査」により作成
２　高層建築物（高さ 31 メートルを超える建築物）は、消防法施行令別表第一において区分されているものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防火対象物数の区分」中、「高層建築物」の欄に計上

*6　消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

4. 防災管理制度

（1）防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、平成 19 年 6 月の消防法改正により、大規模・高層建築物等の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画*7の作成、地震発生時に特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者*8の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織*9の設置を義務付けている。

平成 27 年 3 月 31 日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に 9,616 件あり、そのうち 81.0%に当たる 7,793 件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自らの事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は 7,226 件で全体の 75.1%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は 8,161 件で全体の 84.9%となっている。

（2）統括防災管理者

消防法では、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することが各管理権原者に対して義務付けられている（統括防災管理制度：平成 26 年 4 月 1 日施行）。

平成 27 年 3 月 31 日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に 2,685 件あり、そのうち 92.8%に当たる 2,492 件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防災管理を一体的に行うための消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は 2,191 件で、届出率は 81.6%になっている。

5. 立入検査と違反是正

（1）立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第 4 条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

平成 26 年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、86 万 7,276 回となっている。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第 8 条、第 8 条の 2 又は第 17 条の 4 の規定に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講じるべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第 5 条、第 5 条の 2 又は第 5 条の 3 の規定に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができるとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている。

特に、特定違反対象物（床面積 1,500m^2 以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を

---

*7 防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するもの

*8 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*9 自衛消防組織：防火対象物の従業員等からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するために必要な業務を行うもの

行っている。

なお、平成 27 年 3 月 31 日現在、331 件の特定違反対象物が存在していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていく必要がある。

（2）新「適マーク制度」の運用開始

平成 25 年 10 月に全国の消防本部に通知した新たな表示制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、平成 26 年 4 月 1 日から申請・受付を開始し、8 月 1 日から順次、ホテル・旅館等への表示マーク掲出が開始されている。なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を確認することができる。

（参照 URL：
http://www.fdma.go.jp/kasai_yobo/hyoujiseido/index.html）

（3）違反対象物の公表制度の運用開始

平成 25 年 12 月の通知による「違反対象物の公表制度」は、不特定多数の者が出入する防火対象物で、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるものについて、市町村等の条例に基づき、市町村のホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、平成 27 年 4 月から、すべての政令指定都市において公表制度が開始されている。

6. 消防用設備等

（1）消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう体制の充実や連携の強化を図っている。

平成 26 年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、24 万 4,681 件で、そのうち不同意としたものは 37 件であった（第 1-1-35 表）。

（2）消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、平成 27 年 3 月 31 日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数/設置必要数）は 99.6%、自動火災報知設備の設置率は 98.0%となっている（第 1-1-36 表）。

第 1-1-35 表 消防同意処理状況

（件）

内訳 / 申請要旨	同　意		不同意		合　計	
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新　築	235,838	215,359	33	29	235,871	215,388
増　築	23,296	20,858	10	5	23,306	20,863
改　築	1,149	928	2	1	1,151	929
移　転	137	143	0	0	137	143
修　繕	98	115	0	0	98	115
模様替	147	126	0	0	147	126
用途変更	3,414	3,807	7	2	3,421	3,809
その他	3,770	3,308	1	0	3,771	3,308
合　計	267,849	244,644	53	37	267,902	244,681

（備考）「防火対象物実態等調査」により作成

第 1-1-36 表 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

防火対象物の区分 ＼ 設備の種類 / 設備の状況		スプリンクラー設備				自動火災報知設備			
		設置必要数	設置数	違反数	設置率（%）	設置必要数	設置数	違反数	設置率（%）
（一）	イ　劇場等	766	762	4	99.5	3,676	3,661	15	99.6
	ロ　公会堂等	549	546	3	99.5	31,249	31,151	98	99.7
（二）	イ　キャバレー等	5	4	1	80.0	491	465	26	94.7
	ロ　遊技場等	695	684	11	98.4	9,919	9,880	39	99.6
	ハ　性風俗特殊営業店舗等	0	0	0		175	171	4	97.7
	ニ　カラオケボックス等	12	12	0	100.0	2,775	2,698	77	97.2
（三）	イ　料理店等	6	6	0	100.0	2,379	2,294	85	96.4
	ロ　飲食店	103	102	1	99.0	35,311	34,418	893	97.5
（四）	百貨店等	7,417	7,366	51	99.3	88,017	86,541	1,476	98.3
（五）	イ　旅館等	1,996	1,988	8	99.6	45,089	44,689	400	99.1
（六）	イ　病院等	6,979	6,967	12	99.8	40,578	40,418	160	99.6
	ロ　特別養護老人ホーム等	33,832	33,722	110	99.7	41,112	40,942	170	99.6
	ハ　老人デイサービスセンター等	1,439	1,438	1	99.9	46,771	46,641	130	99.7
	ニ　幼稚園等	190	189	1	99.5	15,927	15,875	52	99.7
（九）	イ　特殊浴場	14	14	0	100.0	1,452	1,443	9	99.4
（十六）	イ　特定複合用途防火対象物	16,751	16,673	78	99.5	191,230	183,790	7,440	96.1
（十六の二）	地下街	60	60	0	100.0	64	64	0	100.0
（十六の三）	準地下街	4	4	0	100.0	5	5	0	100.0
合　計		70,818	70,537	281	99.6	556,220	545,146	11,074	98.0

（備考）1　「防火対象物実態等調査」により作成
2　東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。最近では、平成 25 年２月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災（死者５名、負傷者７名）を踏まえ、主として自力避難困難な者が入所する社会福祉施設には、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。消防法施行令の一部を改正する政令等（平成 25 年 12 月 27 日公布）により、スプリンクラー設備の設置については、平成 27 年４月１日から施行された。なお、施行に際し、既存の施設については平成 30 年３月 31 日までに設置することとする経過措置が定められた。

また、平成25年10月に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災（死者 10 名、負傷者５名）を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院についても、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。消防法施行令の一部を改正する政令等（平成 26 年 10 月 16 日公布）により、スプリンクラー設備の設置については、平成 28 年４月１日から施行されることとなった。施行に際し、既存の施設については、平成 37 年６月 30 日までに設置することとする経過措置が定められた。

消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

（３）消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具等に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物

の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

平成 27 年 3 月 31 日現在、消防設備士の数は延べ 108 万 9,877 人となっており、また、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）652 人、第１種（機械系統）14 万 6,533 人、第２種（電気系統）13 万 8,202 人となっている。なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を貼付する点検済表示制度が、各都道府県単位で自主的に実施されており、点検実施の責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行が図られている。

（４）防炎規制

ア　防炎物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上非常に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要のある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下「防炎防火対象物」という。）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下「防炎対象物品」という。）には、消防法により、所定の防炎性能を有するもの（以下「防炎物品」という。）を使用することを義務付けている。

平成 27 年 3 月 31 日現在、全国の防炎防火対象物数は、98 万 31 件であり、適合率（防炎防火対象物において使用される防炎対象物品がすべて防炎物品である防炎防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防炎防火対象物で 87.5%、じゅうたんを使用する防炎防火対象物で 86.6%、展示用合板を使用する防炎防火対象物で 83.7%となっている。

イ　寝具類等の防炎品の普及啓発

カーテンやじゅうたん等の消防法で定められている防炎対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防炎品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁では、ホームページ（参照 URL：http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/ ）において、これらの防炎品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

（５）火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、家庭用こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）」（以下「対象火気省令」という。）に基づき各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

平成 27 年 11 月には、高出力 IH 調理器など新たな設備・器具等の流通状況等を踏まえ、対象火気省令を改正し、これらの設備・器具等を設置する場合に可燃物等との間に確保すべき火災予防上安全な距離（離隔距離）に関する基準を新たに定めることとした（平成 28 年 4 月 1 日施行）。

7. 消防用機械器具等の検定等

（１）検定

検定の対象となる消防用機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）は、消防法第 21 条の２の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等消防法施行令第 37 条に定める 12 品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨の承認）と「型式適合検定」（個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行う検定）からなっている（第 1-1-39 表）。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同等以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの検定対象機械器具等の技術革新が進むよう検定制度の整備充実を図っている。

検定制度については、平成 20 年 10 月に消防用ホースの型式適合検定時に試験サンプルをすり替えるなどの不正行為が、また、平成 22 年３月に消防車両の圧縮空気泡消火装置等に用いられる泡消火薬剤が検定を受けずに販売されていたことが判明した。さらに、平成 22 年５月に実施された公益法人事業仕分けにおいて、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出された。

第 1-1-39 表 検定申請状況

（平成 26 年度）

種別	区分	型式試験申請数（件）	型式変更試験申請数（件）	型式適合検定申請数（個）	型式適合検定合格数（個）
①消火器	大型	12	3	38,839	39,997
	小型	77	7	6,119,246	5,428,900
②消火器用消火薬剤	大型用	14	—	1,932	2,043
	小型用			257,542	277,998
③泡消火薬剤		12	—	2,086,000	2,071,240
④火災報知設備	感知器	70	2	7,049,084	6,945,599
	発信機	8	2	319,490	334,103
⑤中継器		24	2	446,564	447,613
⑥受信機		19	11	516,348	521,709
⑦住宅用防災警報器		135	7	3,303,812	2,549,647
⑧閉鎖型スプリンクラーヘッド		6	6	2,891,321	2,826,220
⑨流水検知装置		9	9	32,213	31,930
⑩一斉開放弁		6	0	21,812	21,094
⑪金属製避難はしご		7	2	147,004	151,539
⑫緩降機		0	0	6,077	5,570
合　計		399	51	23,237,284	21,655,202

（備考）１　「日本消防検定協会」により作成
２　型式試験（型式変更試験）：日本消防検定協会又は登録検定機関が、型式承認を受けようとする検定対象機械器具等が技術上の基準に適合しているかどうかについて行う試験

これらを踏まえ、消防法の一部を改正する法律が平成 24 年６月 27 日に公布され、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命令の創設や罰則の強化、登録検定機関の民間参入を促進するための要件緩和等が定められた。

また、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年３月 27 日公布）により、検定対象機械器具等のうち、主として消防機関が使用する「消防用ホース」及び「結合金具」、並びに建築物の実態変化でニーズが低下した「漏電火災警報器」を自主表示の対象品目へ移行する一方で、全住宅に設置が義務付けられている「住宅用防災警報器」を新たに検定対象機械器具等に追加した（平成 26 年４月１日施行）。

（２）自主表示

自主表示の制度は、消防法第 21 条の 16 の３の規定により、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことが認められるものである。平成 26 年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ 11 件、消防用ホース 589 件、消防用吸管４件、結合金具 399 件、エアゾール式簡易消火具３件及び漏電火災警報器 66 件となっている。自主表示の対象となる機械器具等（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、消防法第 21 条の 16 の２の規定により、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。また、検定対象機械器具等と同様に、消防法の一部を改正する法律（平成 24 年６月 27 日公布）により、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令の創設及び罰則の強化が行われている。

自主表示対象機械器具等の対象品目は、「動力消防ポンプ」及び「消防用吸管」のほか、消防法施行令の一部を改正する政令等（平成 25 年３月 27 日公布）により、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「結合金具」及び「漏電火災警報器」、並びに一般に広く流通している一方で破裂事故等が多発している「エアゾール式簡易消火具」を新たに追加した（平成 26 年４月１日施行）。

8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、材料・寸法などを仕様書的に規定しているものが多く、十分な性能を有する場合であっても、新たな技術を受け入れにくいという面があるため、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、それらの消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法

（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。平成 27 年 3 月 31 日現在、特殊消防用設備等としてこれまで 58 件が認定を受けている。

これらの規定を活用することにより、新技術等を用いた新たな設備等が、積極的に開発・普及されることが期待されている。

9. 火災原因調査の現況

科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の変化に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災が頻発する傾向にあり、その原因の究明には高度な専門的知識が必要となる。また、火災の原因を究明し、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後の火災予防行政のあり方を検討する上で必要不可欠である。

火災の原因究明は一義的には地方公共団体の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている（P.285 参照）。本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見、資料を基に検討が行われ、消防行政の施策に反映されている。最近行われた消防庁長官による火災原因調査のうちその結果を踏まえた消防法令の改正等の対応を行ったものは**第 1-1-41 表**のとおりである。

また、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、消防法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 38 号）により、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権が付与されている（平成 25 年 4 月 1 日施行）。

第 1-1-41 表 最近行われた消防庁長官による火災原因調査とその結果を踏まえた対応

No.	出火日	場所	用途等	消防庁の対応
1	平成 24 年５月 13 日	広島県福山市	ホテル（死傷者 10 名）	消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。
2	平成 25 年２月８日	長崎県長崎市	グループホーム（死傷者 12 名）	消防法施行令等を改正し、スプリンクラー設備の設置基準の強化や自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務化した。
3	平成 25 年８月 15 日	京都府福知山市	花火大会（死傷者 59 名）	消防法施行令及び火災予防条例（例）を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。
4	平成 25 年 10 月 11 日	福岡県福岡市	診療所（死傷者 15 名）	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。

10. 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名と製品名などを四半期毎に公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的に行っている。

平成 26 年（平成 26 年１月～12 月）に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災として、消防機関から報告されたものについて集計したところ、製品火災全体では 857 件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が 174 件、「原因の特定に至らなかった火災」が 526 件、「現在調査中の火災」が 157 件であった。この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めていくほか、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を推進することとしている。

11. 屋外イベント会場の防火対策の推進

平成 25 年８月 15 日、京都府福知山市の花火大会会場において、死者３名、負傷者 56 名という重大な人的被害を伴う火災が発生したことを受け、屋外イベント会場の防火対策を推進するため、平成 25 年 12 月に消防法施行令改正、平成 26 年１月に火災予防条例（例）改正を行い、屋外イベント会場等で火気器具を扱う際の消火器の準備や大規模な屋外イベント等のうち、消防長が指定するイベントについては防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成及び当該計画の提出等を義務付けた。

第2節　危険物施設等における災害対策

危険物施設等における災害の現況と最近の動向

危険物施設における事故は、火災（爆発を含む。）と危険物の流出に大別される。危険物施設の火災及び流出事故件数は、平成６年（1994 年）から増加傾向にある。平成 26 年中（平成 26 年１月１日～12 月 31 日）は、火災が 203 件、流出が 396 件で合計 599 件で、前年より 35 件増加しており、いまだ高い水準で推移している（第 1-2-1 図）。

1. 火災事故

危険物施設における平成 26 年中の火災事故の発生件数は、平成元年以降火災事故が最も少なかった平成５年（1993 年）の 107 件と比較すると、危険物施設数が減少しているにもかかわらず、約 1.9 倍に増加している。主な発生要因については、維持管理不十分、操作確認不十分等の人的要因によるものが多くを占めているが、設計不良等の物的要因によるものも増加の傾向にある。

（１）危険物施設における火災事故発生件数と被害

平成 26 年中の危険物施設における火災事故の発生件数は 203 件（対前年比 15 件増）、損害額は 2,140 百万円（同 2,194 百万円減）、死者は１人（同６人減）、負傷者は 64 人（同９人増）となっている（第 1-2-2 図）。

また、危険物施設別の火災事故の発生件数をみると、一般取扱所が最も多く、次いで製造所、給油取扱所の順となっており、これらの３施設区分の合計で全体の 92.6％を占めている（第 1-2-3 図）。

一方、火災事故 203 件のうち 116 件（全体の 57.1％）は、危険物が出火原因物質となっている（第 1-2-4 図）。

第 1-2-1 図　危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移

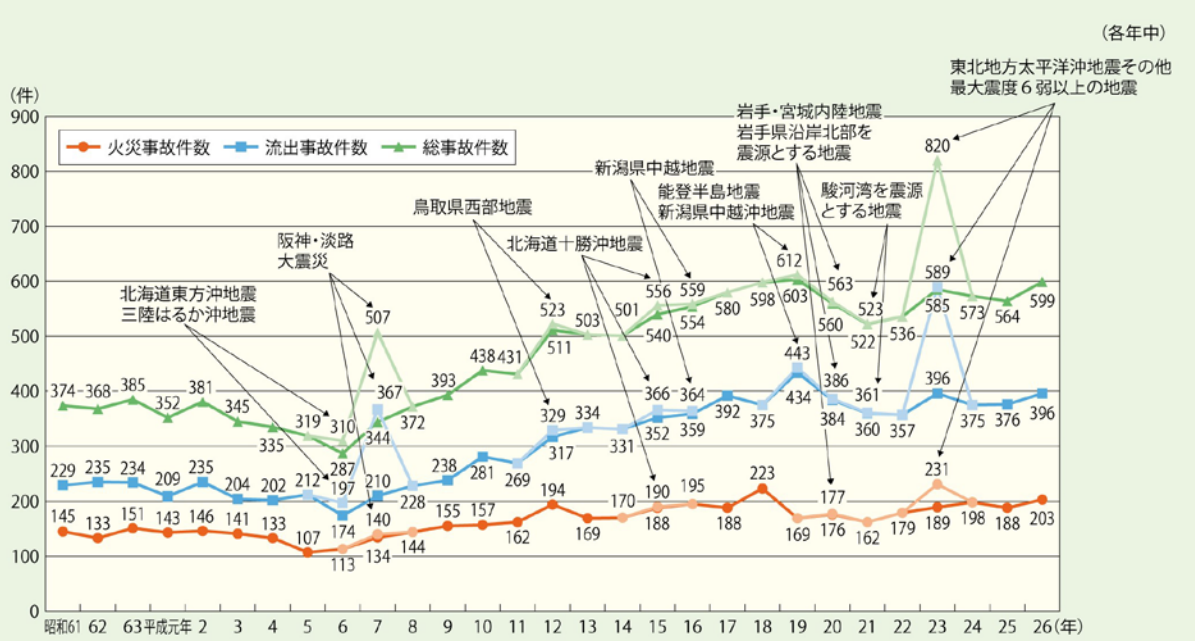

（備考）　１　「危険物に係る事故報告」により作成
２　事故発生件数の年別の傾向を把握するために、震度６弱以上（平成８年９月以前は震度６以上）の地震により発生した件数とそれ以外の件数とを分けて表記してある。

第 1-2-2 図　危険物施設における火災事故発生件数と被害状況

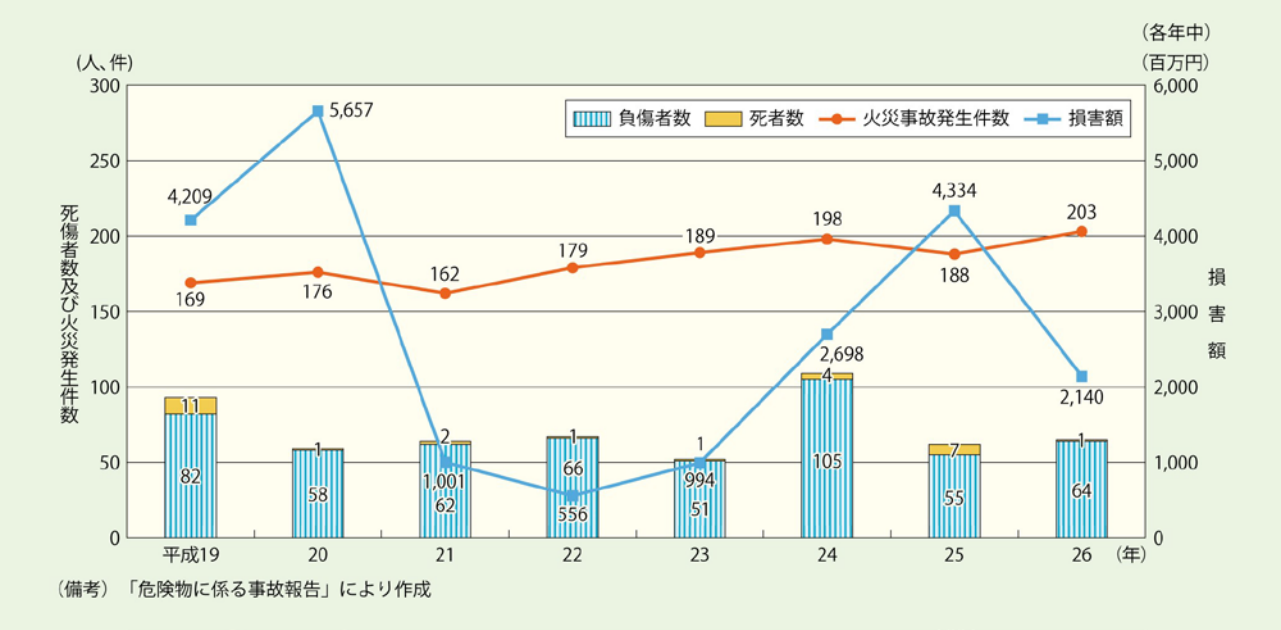

第 1-2-3 図　危険物施設別火災事故発生件数

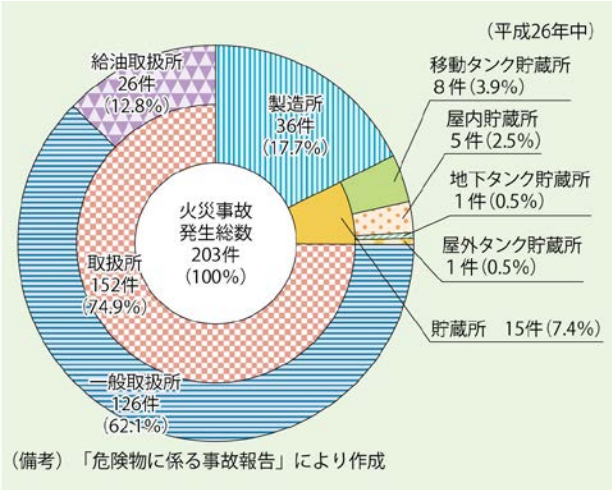

第 1-2-4 図　出火原因物質別火災事故発生件数

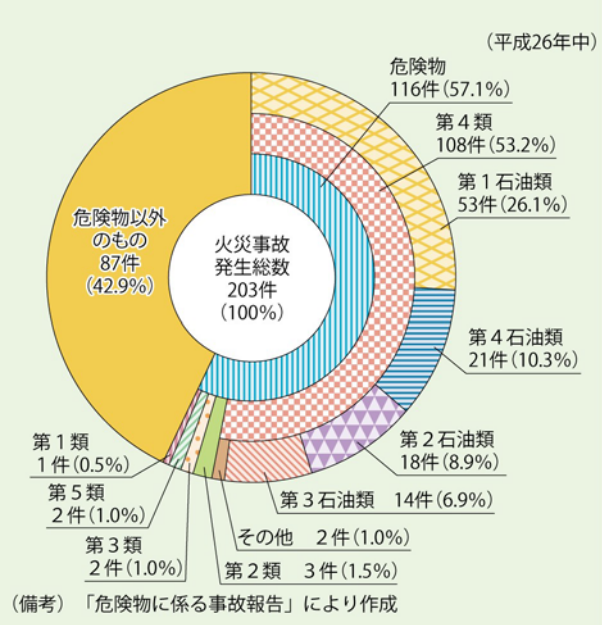

（2）危険物施設における火災事故の発生要因

平成 26 年中に発生した危険物施設における火災事故の発生要因をみると、人的要因が 61.1%、物的要因が 28.1%、その他の要因、不明及び調査中を合計したものが 10.8%となっている（第 1-2-5 図）。

また、着火原因別にみると、静電気火花が 42 件（対前年比 7 件増）と最も多く、次いで高温表面熱が 33 件（同 14 件増）、過熱着火が 22 件（同 6 件減）となっている（第 1-2-6 図）。

（3）無許可施設における火災事故

危険物施設として許可を受けるべき施設であるにもかかわらず、許可を受けていないもの（以下「無許可施設」という。）における平成 26 年中の火災事故の発生件数は 6 件（対前年比 1 件増）であり、死者は 1 人（同 1 名減）、負傷者は 5 人（前年同数）となっている。

第 1-2-5 図 発生原因別火災事故発生件数

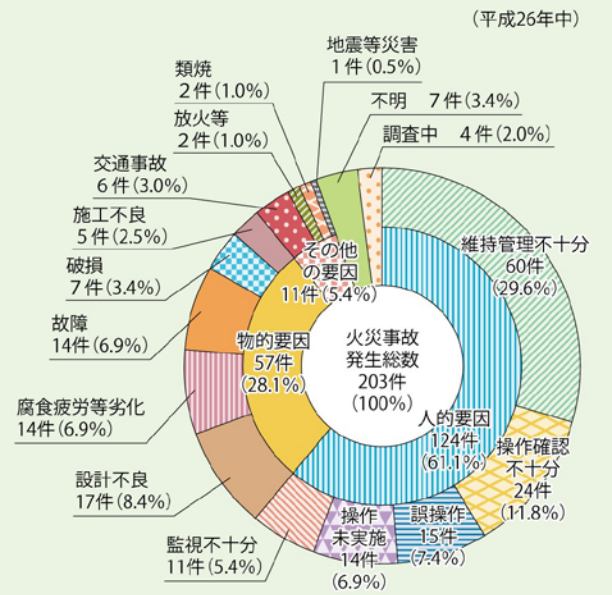

（備考）「危険物に係る事故報告」により作成

第 1-2-6 図 着火原因別火災事故発生件数

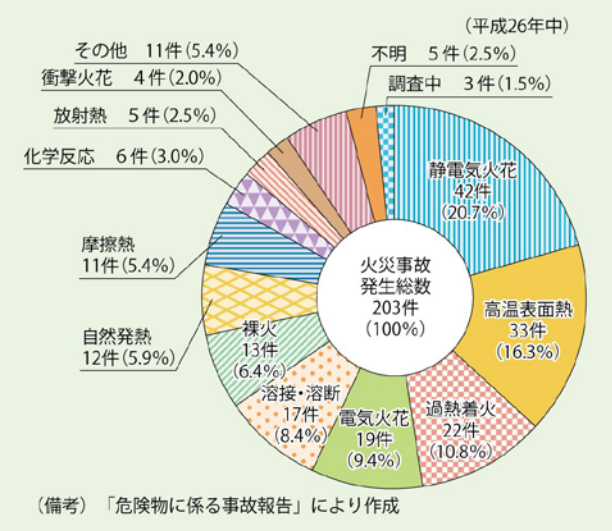

（備考）「危険物に係る事故報告」により作成

（4）危険物運搬中の火災事故

平成 26 年中の危険物運搬中の火災事故は発生していない。

（5）仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故

平成 26 年中の仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故は、平成 25 年に引き続き発生していない。

2. 流出事故

危険物施設における平成 26 年中の危険物の流出事故の発生件数は、平成元年以降流出事故が最も少なかった平成 6 年（1994 年）の 174 件と比較すると、危険物施設数が減少しているにもかかわらず、約 2.3 倍に増加している。主な発生要因については、人的要因によるもの、物的要因によるものいずれも多数発生しているが、物的要因によるもののうち、特に腐食疲労等劣化等の経年劣化によるものが増加している。

（1）危険物施設における流出事故発生件数と被害

平成 26 年中の危険物施設における危険物の流出事故の発生件数（火災に至らなかったもの）は 396 件（対前年比 20 件増）、損害額は 424 百万円（対前年比 15 百万円減）、死者はなく（前年同数）、負傷者は 25 人（対前年比 7 人増）となっている（第 1-2-7 図）。また、危険物施設別の流出事故の発生件数をみると、一般取扱所が最も多く、次いで移動タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所の順となっている（第 1-2-8 図）。

一方、危険物施設における流出事故発生件数のうち、98.2%が石油製品を中心とする第 4 類の危険物の流出となっている。これを品名別にみると、第 2 石油類（軽油等）が最も多く、次いで第 3 石油類（重油等）、第 1 石油類（ガソリン等）、第 4 石油類（ギヤー油等）の順となっている（第 1-2-9 図）。

（2）危険物施設における流出事故の発生要因

平成 26 年中に発生した危険物施設における流出事故の発生要因をみると、人的要因が 31.6%、物的要因が 57.3%、その他の要因、不明及び調査中を合計したものが 11.1%となっている（第 1-2-10 図）。また、発生要因別にみると、腐食疲労等劣化によるものが 148 件（対前年比 7 件増）と最も多く、次いで操作確認不十分によるものが 53 件（同 6 件増）、破損によるものが 38 件（同 7 件増）となっている（第 1-2-10 図）。

（3）無許可施設における流出事故

平成 26 年中の無許可施設における流出事故の発生件数は 3 件（対前年比 1 件減）であり、死傷者は発生していない（死者：前年同数、負傷者：前年同数）。

第 1-2-7 図 危険物施設における流出事故発生件数と被害状況

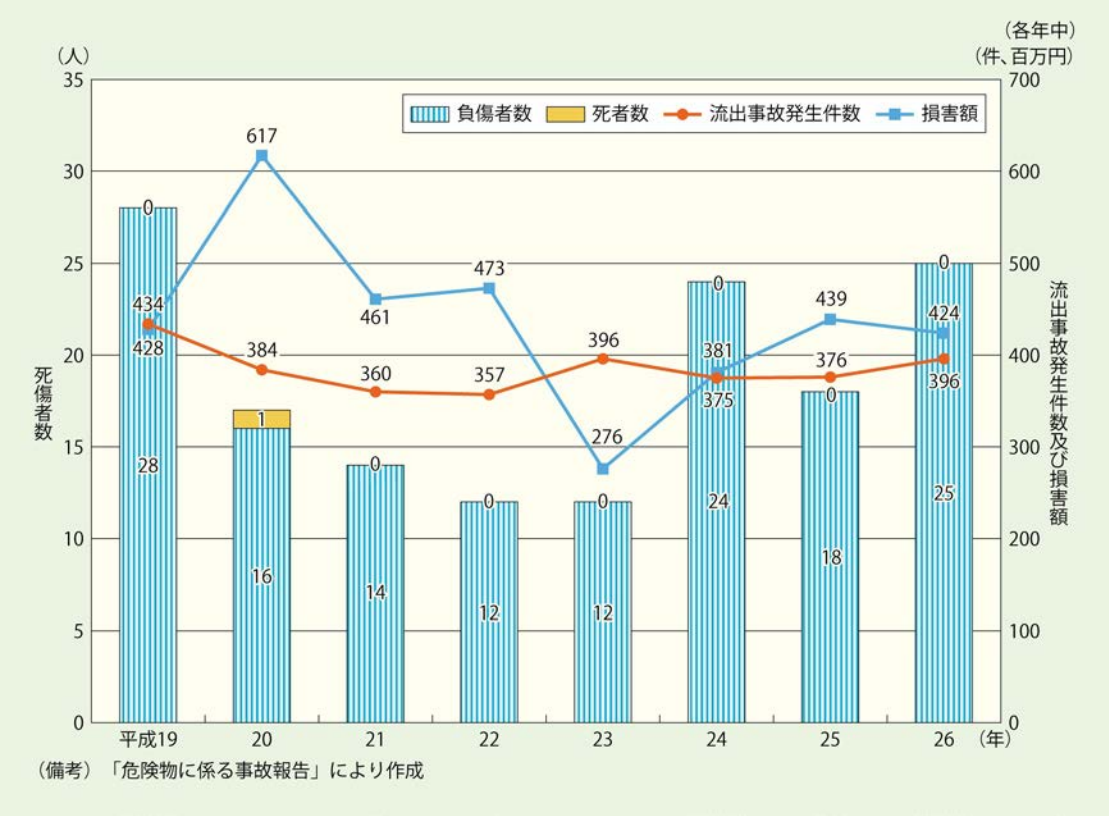

第 1-2-8 図 危険物施設別流出事故発生件数

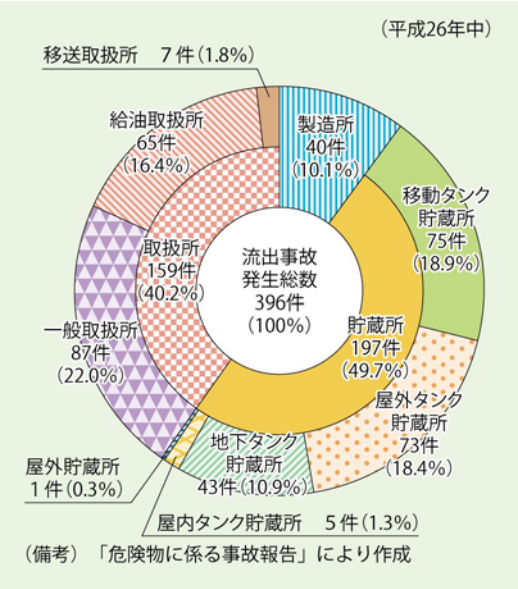

第 1-2-9 図流出物質別流出事故発生件数

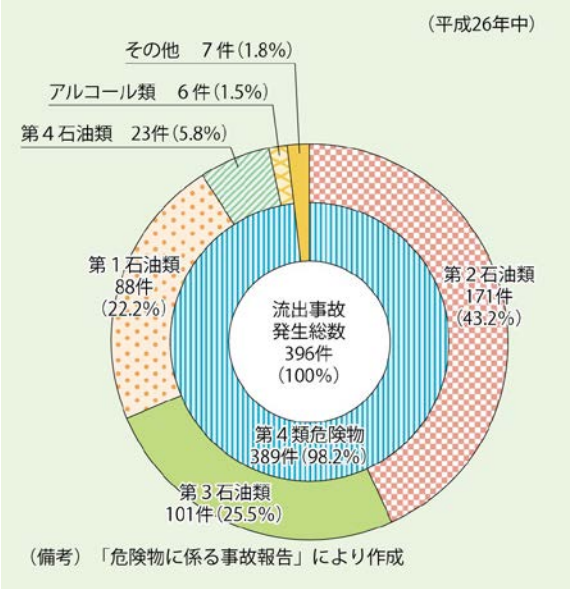

第 1-2-10 図 発生原因別流出事故発生件数

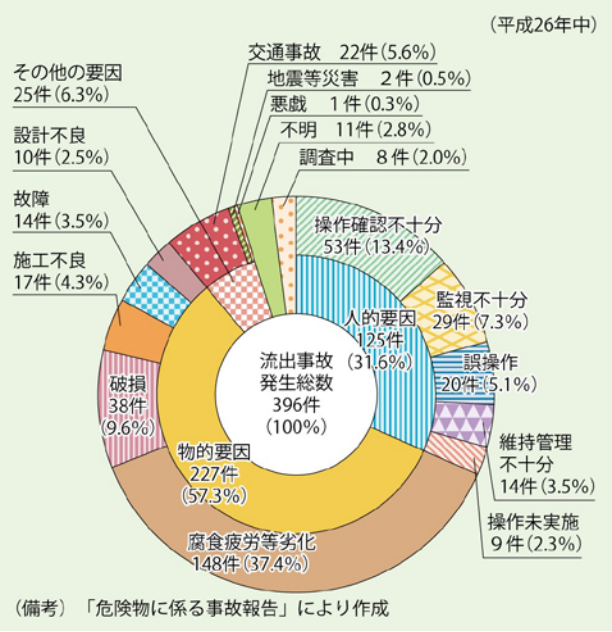

（備考）「危険物に係る事故報告」により作成

（４）危険物運搬中の流出事故

平成 26 年中の危険物運搬中の流出事故の発生件数は 12 件（対前年比３件減）であり、死者はなく（前年同数）、負傷者は５人（同５名増）となっている。

[危険物行政の現況]

1. 危険物規制

（１）危険物規制の体系

消防法では、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい、③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」*10として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命・身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減し、もって社会福祉の増進に資することとされている。

危険物に関する規制は、昭和 34 年（1959 年）の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、全国統一的に実施することとされ、それ以来、危険物施設*11に対する、より安全で必要十分な技術上の基準の整備等を内容とする関係法令の改正等を逐次行い、安全確保の徹底を図ってきた。

なお、危険物に関する規制の概要は、下記のとおりである（**第 1-2-11 図**）。

- 指定数量（消防法で指定された、貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量）以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。

---

*10 危険物：消防法（第２条第７項）では、「別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と定義されている。また、それぞれの危険物の「性状」は、「消防法別表第一備考」に類別に定義されている。

【法別表第一に掲げる危険物及びその特性】

類別	性　質	特　性	代表的な物質
第１類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。	塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム
第２類	可燃性固体	火炎によって着火しやすい固体又は比較的低温（40℃未満）で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤りん、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ
第３類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄りん
第４類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、メタノール
第５類	自己反応性物質	固体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン
第６類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸

*11 危険物施設：消防法で指定された数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設として、市町村長等の許可を受けた施設で、以下のとおり、製造所、貯蔵所及び取扱所の３つに区分されている。

区　分		内　容
製　造　所		危険物を製造する施設（例：化学プラント、製油所）
貯　蔵　所	屋内貯蔵所	危険物を建築物内で貯蔵
	屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクで危険物を貯蔵（例：石油タンク）
	屋内タンク貯蔵所	屋内にあるタンクで危険物を貯蔵
	地下タンク貯蔵所	地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵
	簡易タンク貯蔵所	600L 以下の小規模なタンクで危険物を貯蔵
	移動タンク貯蔵所	車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵（例：タンクローリー）
	屋外貯蔵所	屋外の場所で一定の危険物を容器等で貯蔵
取　扱　所	給油取扱所	自動車等に給油する取扱所（例：ガソリンスタンド）
	販売取扱所	容器に入ったまま危険物を売る販売店
	移送取扱所	配管で危険物を移送する取扱所（例：パイプライン）
	一般取扱所	上記３つの取扱所以外の取扱所（例：ボイラー、自家発電施設）

・ 危険物の運搬については、その量の多少を問わず、法令で定める安全確保のための基準に従って行わなければならない。

・ 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いなどの基準については、市町村条例で定める。

第 1-2-11 図 規制の体系

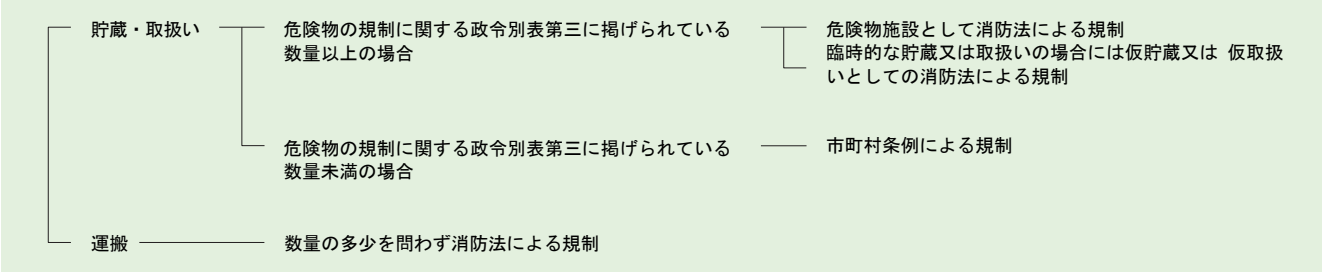

（2）危険物規則の最近の状況…省略

（3）危険物施設の現況

ア　危険物施設数の状況

平成 27 年 3 月 31 日現在の危険物施設の総数（設置許可施設数）は 42 万 2,029 施設となっている（第 1-2-1 表）。施設区分別の割合をみると、貯蔵所が 68.5％と最も多く、次いで取扱所が 30.3％、製造所が 1.2％となっている（第 1-2-12 図）。

イ　危険物施設の規模別構成

平成 27 年 3 月 31 日現在における危険物施設総数に占める規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の施設数では、指定数量の 50 倍以下の危険物施設が、全体の 75.9％を占めている（第 1-2-13 図）。

第 1-2-1 表 危険物施設数の推移

（各年 3 月 31 日現在）

施設 ＼ 年（平成）		23 (A)	24	25	26 (B)	27 (C)	増減率（%） （C/A－1）×100	増減率（%） （C/B－1）×100
製造所		5,152	5,150	5,160	5,154	5,106	△0.9	△0.9
貯蔵所	屋内貯蔵所	52,219	51,516	51,245	50,888	50,553	△3.2	△0.7
	屋外タンク貯蔵所	67,470	66,294	65,330	64,206	63,093	△6.5	△1.7
	屋内タンク貯蔵所	11,923	11,679	11,502	11,296	11,021	△7.6	△2.4
	地下タンク貯蔵所	99,383	96,120	91,255	87,831	85,499	△14.0	△2.7
	簡易タンク貯蔵所	1,141	1,114	1,101	1,060	1,019	△10.7	△3.9
	移動タンク貯蔵所	68,746	68,299	67,916	67,665	67,498	△1.8	△0.2
	屋外貯蔵所	11,114	10,953	10,793	10,598	10,351	△6.9	△2.3
	小計	311,996	305,975	299,142	293,544	289,034	△7.4	△1.5
取扱所	給油取扱所	67,990	66,470	64,593	63,222	62,269	△8.4	△1.5
	第一種販売取扱所	1,381	1,333	1,293	1,245	1,209	△12.5	△2.9
	第二種販売取扱所	542	537	538	529	518	△4.4	△2.1
	移送取扱所	1,179	1,153	1,151	1,142	1,127	△4.4	△1.3
	一般取扱所	67,589	66,659	65,041	63,705	62,766	△7.1	△1.5
	小計	138,681	136,152	132,616	129,843	127,889	△7.8	△1.5
計		455,829	447,277	436,918	428,541	422,029	△7.4	△1.5

第 1-2-12 図　危険物施設数の区分別の状況

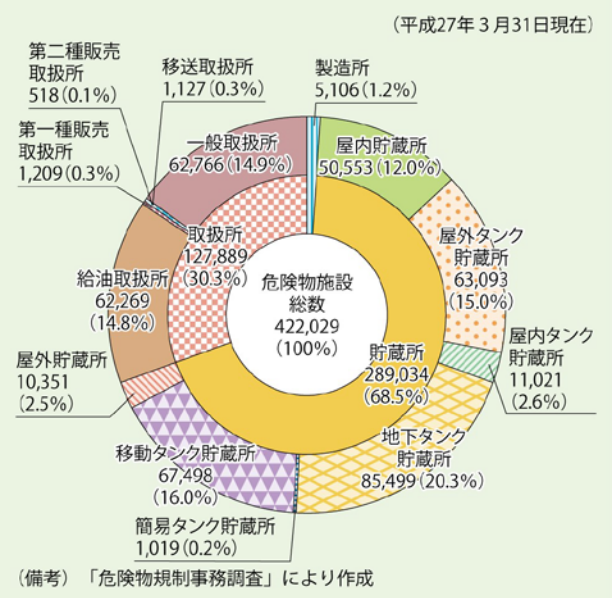

第 1-2-13 図　危険物施設の規模別構成比

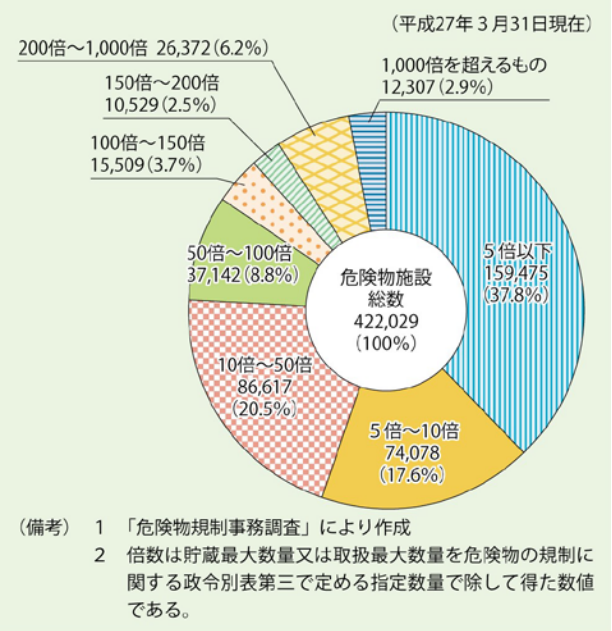

（4）危険物取扱者

危険物取扱者は、全ての危険物を取り扱うことができる「甲種」、取得した類の危険物を取り扱うことができる「乙種」及び第４類のうち指定された危険物を取り扱うことができる「丙種」に区分されている。危険物施設での危険物の取扱いは、安全確保のため、危険物取扱者が自ら行うか、その他の者が取り扱う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならないとされている。平成 27 年３月 31 日現在、危険物取扱者制度発足以来の危険物取扱者試験の合格者総数（累計）は 898 万 4,911 人となっており、危険物施設における安全確保に大きな役割を果たしている。

ア　危険物取扱者試験

平成 26 年度中の危険物取扱者試験は、全国で 547 回（対前年度比 14 回増）実施された。受験者数は 41 万 5,006 人（対前年度比２万 929 人減）、合格者数は 15 万 8,914 人（同１万 8,246 人減）で平均の合格率は約 38.3%（同 2.3 ポイント減）となっている。この状況を試験の種類別にみると、受験者数では、乙種第４類が全体の 66.4%、次いで丙種が全体の 9.0%となっており、この二種類の試験で全体の 75.4%を占めている。合格者数でも、この二種類の試験で全体の 61.9%を占めている。

イ　保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として３年以内（平成 24 年４月１日からは、危険物取扱者免状の交付又は保安講習を受けた日以降における最初の４月１日から３年以内）ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習（保安講習）を受けなければならないこととされている。平成 26 年度中の保安講習は、全国で延べ 1,363 回（対前年度比 11 回減）実施され、16 万 2,977 人（同 1,319 人減）が受講している。

（5）事業所における保安体制の整備

平成 27 年 3 月 31 日現在、危険物施設を所有する事業所総数は、全国で 19 万 5,210 事業所となっている。事業所における保安体制の整備を図るため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設の所有者等には、危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選定（1,653 事業所）、予防規程の作成（46,022 事業所）が義務付けられている。また、同一事業所において一定の危険物施設を所有等し、かつ、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものには、自衛消防組織の設置（76 事業所）、危険物保安統括管理者の選任（200 事業所）が義務付けられている。

（6）保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに、市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査（保安検査）を受けることが義務付けられている。平成 26 年度中に実施された保安検査は 295 件であり、そのうち屋外タンク貯蔵所に関するものは 286 件、移送取扱所に関するものは 9 件となっている。

（7）立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に適合しているかについて立入検査を行うことができる。平成 26 年度中の立入検査は 18 万 6,854 件の危険物施設について、延べ 20 万 4,848 回行われている。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる。

平成 26 年度中に市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は 247 件となっている。

2. 石油パイプラインの保安

（1）石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインのうち、一般の需要に応じて石油の輸送事業を行うものについては、その安全を確保するため、昭和 47 年（1972 年）に制定された石油パイプライン事業法により、基本計画の策定及び事業の許可に当たって総務大臣の意見を聞かなければならない。また、総務大臣は工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行う。石油パイプライン事業法の適用を受けている施設は、現在、成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけであり、それ以外のパイプラインは、消防法において移送取扱所として規制されている。

（2）石油パイプラインの保安の確保

石油パイプライン事業法に基づく成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインについては、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

第3節　石油コンビナート災害対策

石油コンビナート災害の現況と最近の動向

1. 事故件数と被害

平成 26 年中に石油コンビナート等特別防災区域（P．97 参照。以下「特別防災区域」という。）の特定事業所*12で発生した事故の総件数は 253 件で、その内訳は地震及び津波による事故（以下「地震事故」という。）が 0 件、地震事故以外の事故（以下「一般事故」という。）が 253 件となっている。前年と比較すると、総件数及び一般事故とも増加しており、特に一般事故に限れば前年（228 件）より 25 件の増加となり、これまでで最多となっている（第 1-3-1 図）。

事故の種別は、火災 104 件（前年比 22 件増）、爆発 6 件（前年比 1 件増）、漏えい 135 件（前年比 2 件増）、その他 8 件（前年比 1 件減）となっている（第 1-3-1 表）。

一般事故の発生件数の推移をみると、石油コンビナート等災害防止法施行後は減少傾向にあったが、平成 6 年（1994 年）から増加傾向に転じ、平成 18 年に急増した。その後、平成 20 年、平成 21 年と 2 年連続して減少したが、平成 22 年から再び増加傾向に転じ、平成 26 年に過去最高を記録した。

平成 26 年中に発生した事故による死傷者数は、死者 5 人、負傷者 76 人である。また、一般事故の原因をみると、設備の劣化や故障などの物的要因が 140 件（55.3%）、管理面や操作面などの人的要因が 98 件（38.7%）となっている。

第 1-3-1 図　石油コンビナート事故発生件数の推移

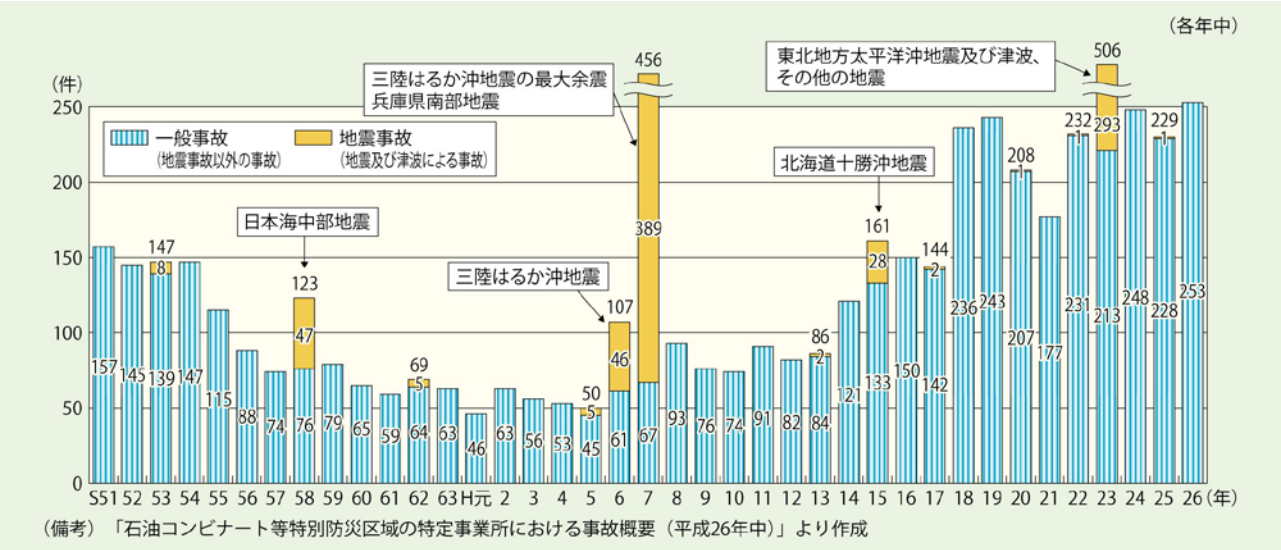

（備考）「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（平成26年中）」より作成

*12　特定事業所：第１種事業所（石油の貯蔵・取扱量が１万キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が 200 万立方メートル以上等である事業所）及び第２種事業所（石油の貯蔵・取扱量が千キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が 20 万立方メートル以上等である事業所）をいう。

第 1-3-1 表 石油コンビナート事故発生状況

（各年中）

種　別		平成 26 年中の事故			平成 25 年中の事故		
			一般事故	地震事故		一般事故	地震事故
火　災		104 （41.1%）	104 （41.1%）	— （—%）	82 （35.8%）	82 （36.0%）	— （—%）
爆　発		6 （2.4%）	6 （2.4%）	— （—%）	5 （2.2%）	5 （2.2%）	— （—%）
漏えい		135 （53.4%）	135 （53.4%）	— （—%）	133 （58.1%）	132 （57.9%）	1 （100.0%）
その他	破　損	8 （3.1%）	8 （3.1%）	— （—%）	9 （3.9%）	9 （3.9%）	— （—%）
	上記に該当しないもの	— （—%）	— （—%）	— （—%）	— （—%）	— （—%）	— （—%）
合　計		253	253	—	229	228	1

（備考）1　「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（平成 26 年中）」より作成
2　平成 26 年中の事故では、地震事故はなかった。

2. 事故の特徴

（1）特定事業所区分別事故件数

特定事業所区分別の一般事故件数をみると、第 1 種事業所が 191 件（うちレイアウト事業所*13 161 件）で、全体の 75.5%を占めている（第 1-3-2 表）。

（2）特定事業所の業態別事故件数

一般事故における特定事業所の業態別の事故発生状況は、化学工業関係が 90 件（35.6%）、石油・石炭製品製造業関係が 82 件（32.4%）、電気業関係が 21 件（8.3%）、鉄鋼業関係が 17 件（6.7%）、その他の業態で 43 件（17.0%）となっている。

第 1-3-2 表 特定事業所区分別一般事故件数

（平成 26 年中）

事業所種別		特定事業所数（A）	事故件数（B）	事故の総件数に対する割合（%）	一事業所当たりの事故発生件数（B/A）
第 1 種事業所		376	191	75.5	0.50
	レイアウト事業所	183	161	63.6	0.87
	上記以外の事業所	193	30	11.9	0.15
第 2 種事業所		321	62	24.5	0.19
合　計		697	253	100	0.36

（備考）1　「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（平成 26 年中）」より作成
2　事業所数は平成 26 年 4 月 1 日現在

石油コンビナート災害対策の現況

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制に加えて、各施設のレイアウト、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法による規制を行い、総合的な防災体制の確立を図ることとしている。

1. 石油コンビナート等特別防災区域の現況

平成 27 年 4 月 1 日現在、石油コンビナート等災害防止法に基づき、33 道府県 104 市町村において、一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積している 85 地区が特別防災区域に指定されている（第 1-3-2 図）。これら特別防災区域を 92 消防本部が所管している。

*13 レイアウト事業所：第 1 種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所。当該事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区、貯蔵施設地区等 6 つの地区に区分すること等のレイアウト規制（P 100 参照）の対象となる。

また、石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける特定事業所は 697 事業所であり、そのうち第１種事業所が 370 事業所（レイアウト事業所 176 を含む）、第２種事業所が 327 事業所である。（以下略）

第 1-3-2 図　石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

（平成27年４月１日現在）

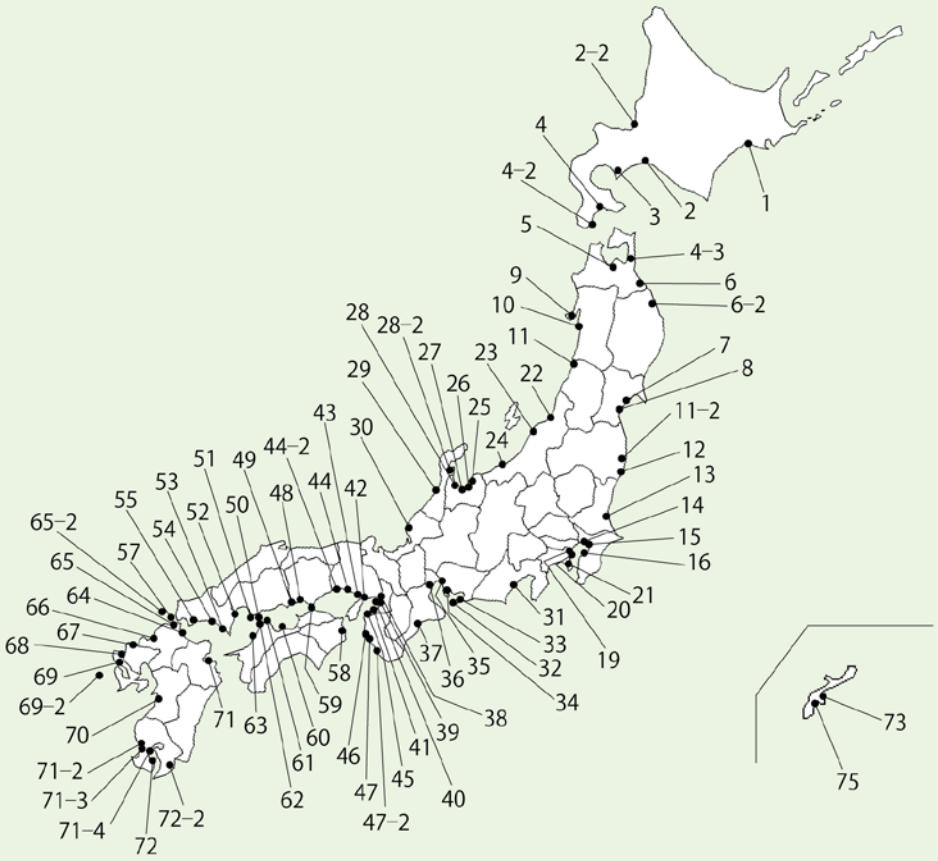

番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域
1	釧路	14	京葉臨海北部	33	田原	49	福山・笹岡	67	唐津
2	苫小牧	15	京葉臨海中部	34	衣浦	50	江田島	68	福島
2-2	石狩	16	京葉臨海南部	35	名古屋港臨海	51	能美	69	相浦
3	室蘭	19	京浜臨海	36	四日市臨海	52	岩国・大竹	69-2	上五島
4	北斗	20	根岸臨海	37	尾鷲	53	下松	70	八代
4-2	知内	21	久里浜	38	大阪北港	54	周南	71	大分
4-3	むつ小川原	22	新潟東港	39	堺泉北臨海	55	宇部・小野田	71-2	川内
5	青森	23	新潟西港	40	関西国際空港	57	六連島	71-3	串木野
6	八戸	24	直江津	41	岬	58	阿南	71-4	鹿児島
6-2	久慈	25	富山	42	神戸	59	番の州	72	喜入
7	塩釜	26	婦中	43	東播磨	60	新居浜	72-2	志布志
8	仙台	27	新湊	44	姫路臨海	61	波方	73	平安座
9	男鹿	28	伏木	44-2	赤穂	62	菊間	75	小那覇
10	秋田	28-2	七尾港三室	45	和歌山北部臨海北部	63	松山		
11	酒田	29	金沢港北	46	和歌山北部臨海中部	64	豊前		
11-12	広野	30	福井臨海	47	和歌山北部臨海南部	65	北九州		
12	いわき	31	清水	47-2	御坊	65-2	白島		
13	鹿島臨海	32	渥美	48	水島臨海	66	福岡		

※85 区域

（備考）　平成 27 年 12 月に「21 久里浜」地区（神奈川県）及び「67 唐津」地区（佐賀県）の指定の解除を行った。

2. 道府県・消防機関における防災体制

（1）防災体制の確立

特別防災区域が所在する道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という）を中心として関係機関等が一致協力して、総合的かつ計画的に防災体制の確立を推進している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究の推進等の業務を行っている。

（2）災害発生時の応急対策

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、防災本部が中心となり、道府県、市町村、関係機関及び特定事業者等が一体となった防災対応が行われる。

消防機関は、災害発生時において、災害防御活動の実施、自衛防災組織等の活動に対する指示を行う等、災害応急対応の重要な役割を担っている。

（3）特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

特別防災区域内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあり、それら災害に対応するための消防力を整備することは重要である。消防庁は、市町村の消防機関が基準とする「消防力の整備指針」において、特別防災区域に係る災害に対処するために保有すべき消防力を示しており、その整備を図っている。

平成 27 年 4 月 1 日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車 83 台、大型高所放水車 63 台、泡原液搬送車 90 台、大型化学高所放水車 19 台、３％泡消火薬剤 3,048kl、６％泡消火薬剤 619kl、消防艇 23 艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域所在道府県においても、泡原液貯蔵設備 30 基、可搬式泡放水砲 12 基等が整備されている。

3. 特定事業所における防災体制

（1）自衛防災組織等の設置

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業所を設置している者（特定事業者）に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の配備、防災管理者の選任及び防災規程の作成などを義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織*14、広域共同防災組織*15及び石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「区域協議会」という。）*16の設置について定めている。

平成 27 年 4 月 1 日現在、全ての特定事業所（697 事業所）に自衛防災組織が置かれ、このほか 75 の共同防災組織、11 の広域共同防災組織及び 56 の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織には防災要員 5,649 人、大型化学消防車 94 台、大型高所放水車 54 台、泡原液搬送車 145 台、大型化学高所放水車 114 台、大容量泡放水砲 24 基、油回収船 24 隻等が常時配備されている。

さらに、特定事業所には、その規模に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備を設置しなければならないこととされている。平成 27 年 4 月 1 日現在、流出油等防止堤が 149 事業所に、消火用屋外給水施設が 512 事業所に、非常通報設備が 578 事業所にそれぞれ設置されている。

（2）大容量泡放射システムの配備

平成 15 年 9 月に発生した十勝沖地震では、苫小牧市内の石油精製事業所において、多数の屋外貯蔵タンクの損傷、油漏れ等の被害が発生し、さらに、地震発生から約 54 時間が経過した後に浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災が発生した。

---

*14 共同防災組織：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために設置する防災組織

*15 広域共同防災組織：二以上の特別防災区域にわたる区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務を行うために設置する広域的な共同防災組織

*16 石油コンビナート等特別防災区域協議会：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して災害発生防止等の自主基準の作成や共同防災訓練などを実施することを目的に設置する協議会

浮き屋根式屋外貯蔵タンクで発生する火災について、本災害の発生前はリング火災*17が想定されていたが、我が国における地震の発生危険等を考慮すると、浮き屋根式屋外貯蔵タンクにおける災害想定をタンク全面火災にまで拡充することが必要となった。これを受け、石油コンビナート等災害防止法が平成16年6月に、同法施行令が平成17年11月に改正され、防災体制の充実強化とともに、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応するため、新たな防災資機材である大容量泡放射システムを平成20年11月までに配備することが特定事業所に義務付けられた。

大容量泡放射システムは、毎分1万リットル以上の放水能力を有する大容量泡放水砲、送水ポンプ、泡混合装置及びホース等で構成される防災資機材であり、大容量泡放水砲1基あたり、従来の3点セット（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）の3倍から10倍の泡放射を行うことができるものである。現在、1万リットルから4万リットルの放水能力を有する大容量泡放射システムが、全国で12の広域共同防災組織等に配備されている。

大容量泡放射システムによる放水訓練
（大阪・和歌山広域共同防災協議会）

（3）自衛防災体制の充実

石油コンビナートにおける消防活動は、危険物等が大量に取り扱われていることや設備が複雑に入り組んでいることから困難な場合が多く、また大規模な災害となる危険性もあることから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による的確な消防活動を行うことが要求されるとともに、当該活動を担う防災要員には広範な知識と技術が必要とされる。消防庁では、自衛防災組織等における防災活動について「自衛防災組織等のための防災活動の手引」、「防災要員教育訓練指針」、「大容量泡放射システムを活用した防災活動」等を示しており、自衛防災体制の充実を図っている。

4. 事業所のレイアウト規制

（1）レイアウト規制

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所全体として災害防止や被害軽減の観点から対策を講じることが必要である。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、レイアウト事業所について、敷地内の施設地区の配置や通路の確保等に関する一定の基準を設け、事業所の新設又は施設地区等の配置の変更を行う場合には、当該計画の届出を義務付けるとともに、その完了後には計画に適合していることの確認を受けなければならないこととされている（レイアウト規制）。レイアウト事業所における石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量は、それぞれ、特定事業所全体の約60%及び98%となっている（平成27年4月1日現在）。

（2）新設等の届出等の状況

レイアウト事業所176（平成27年4月1日現在）における平成26年度中の新設又は変更の届出件数は19件であり、平成26年度中の確認件数は13件であった（第1-3-3図）。

*17 リング火災：浮き屋根式屋外貯蔵タンクにおいて、浮き屋根とタンクの側板の間が全周にわたってリング状に発生する火災

第 1-3-3 図　レイアウト規制対象事業所の新設等の届出及び確認の状況

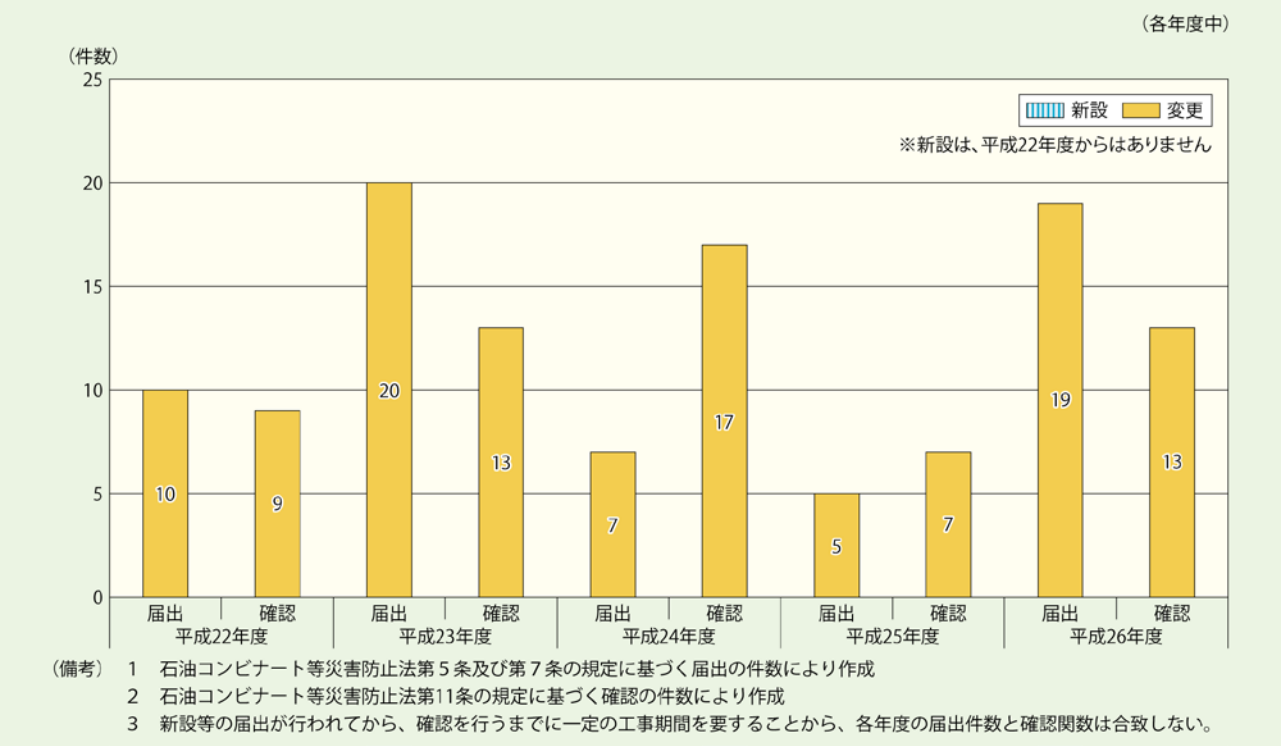

（備考）　1　石油コンビナート等災害防止法第５条及び第７条の規定に基づく届出の件数により作成
2　石油コンビナート等災害防止法第11条の規定に基づく確認の件数により作成
3　新設等の届出が行われてから、確認を行うまでに一定の工事期間を要することから、各年度の届出件数と確認関数は合致しない。

5. その他の災害対策

（１）災害応急体制の整備

特定事業者は、異常現象*18が発生した場合には消防機関へ直ちに通報するとともに、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせることが石油コンビナート等災害防止法において義務付けられている。

（２）防災緩衝緑地等の整備

特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するために、地方公共団体が特別防災区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等については、設置の計画及び費用負担等に関して、石油コンビナート等災害防止法に規定が設けられている。

*18　異常現象…特定事業所における出火、石油等の漏えいその他の異常な現象。

附属資料 6 都道府県別火災損害状況

（平成 26 年中）

区分 / 都道府県	出火件数							焼損棟数				
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
北海道	2,083	1,165	41	375	6		496	1,460	333	118	454	555
青森県	584	291	58	51	3		181	519	157	38	158	166
岩手県	482	274	47	50	1		110	510	242	37	133	98
宮城県	846	449	44	90	1		262	708	225	26	171	286
秋田県	351	199	46	29	1		76	371	121	23	130	97
山形県	462	246	32	38			146	387	126	28	124	109
福島県	678	337	43	94			204	560	222	35	135	168
茨城県	1,300	646	63	159	3		429	1,233	453	70	336	374
栃木県	856	416	42	84			314	639	214	54	183	188
群馬県	944	456	37	107			344	709	197	50	203	259
埼玉県	2,364	1,193	38	235			898	1,788	351	103	517	817
千葉県	2,242	1,090	93	185	4		870	1,621	406	81	414	720
東京都	4,830	3,014	6	334	2		1,474	3,494	110	140	656	2,588
神奈川県	2,377	1,339	20	217			801	1,659	165	75	427	992
新潟県	632	415	24	74			119	699	207	48	196	248
富山県	219	154	8	27			30	203	60	26	45	72
石川県	257	128	20	37			72	191	56	10	57	68
福井県	213	139	3	27	1		43	196	39	15	59	83
山梨県	436	167	14	45			210	238	60	12	64	102
長野県	954	445	42	93			374	650	212	56	201	181
岐阜県	869	407	33	77	1		351	595	152	44	179	220
静岡県	1,208	589	43	124	1		451	841	193	55	221	372
愛知県	2,551	1,245	44	264	5	1	992	1,657	256	103	480	818
三重県	797	349	45	96	2		305	547	161	36	168	182
滋賀県	471	245	15	53			158	332	84	17	72	159
京都府	537	340	13	69	1		114	480	89	25	133	233
大阪府	2,478	1,680	16	202	3		577	2,074	162	115	536	1,261
兵庫県	1,862	957	50	191	7		657	1,240	199	74	344	623
奈良県	525	245	19	49			212	360	112	21	103	124
和歌山県	357	209	6	44	2		96	314	81	27	85	121
鳥取県	234	108	5	21	1		99	149	48	18	44	39
島根県	319	129	38	22	1		129	182	55	8	60	59
岡山県	686	377	52	87			170	592	195	36	178	183
広島県	873	488	47	86	5		247	734	160	44	216	314
山口県	500	263	25	58	4		150	426	123	30	122	151
徳島県	232	144	12	30	1		45	219	63	25	61	70
香川県	350	192	10	44	1		103	284	83	24	82	95
愛媛県	467	281	18	49	6		113	410	116	28	113	153
高知県	319	169	18	23	2		107	254	84	22	64	84
福岡県	1,507	878	46	166	2		415	1,142	198	60	339	545
佐賀県	307	142	17	29	1		118	201	56	11	72	62
長崎県	458	245	20	41	8		144	361	111	27	96	127
熊本県	595	339	29	74	2		151	537	166	33	156	182
大分県	422	219	48	48	4		103	367	111	17	118	121
宮崎県	488	237	41	47	2		161	357	114	19	111	113
鹿児島県	703	373	30	56	2		242	626	238	33	129	226
沖縄県	516	228	33	66			189	264	45	24	74	121
都道府県計	43,741	23,641	1,494	4,467	86	1	14,052	33,380	7,411	2,021	9,019	14,929
札幌市	545	338	1	97			109	406	32	24	144	206
仙台市	334	213	1	30			90	278	30	8	55	185
さいたま市	344	198		35			111	245	28	9	70	138
千葉市	300	167	6	23			104	207	33	9	55	110
特別区	3,553	2,309		241	2		1,001	2,644	69	79	502	1,994
横浜市	950	535		76			339	638	40	28	173	397
川崎市	381	233		38			110	268	13	8	75	172
相模原市	203	112	8	15			68	142	20	5	37	80
新潟市	160	120	1	24			15	208	45	16	56	91
静岡市	196	88	3	28			77	120	18	7	24	71
浜松市	236	114	14	21			87	185	58	10	48	69
名古屋市	661	369	3	83			206	473	34	21	143	275
京都市	236	166	5	29			36	231	26	16	71	118
大阪市	1,021	754		59	2		206	890	43	41	229	577
堺市	239	162	1	29	1		46	181	6	5	42	128
神戸市	514	273	10	51	2		178	307	20	15	76	196
岡山市	215	114	3	31			67	154	30	5	58	61
広島市	361	219	8	37	1		96	309	32	16	94	167
北九州市	304	183	1	30			90	232	33	8	71	120
福岡市	307	213	6	25	2		61	263	22	9	79	153
熊本市	181	111	1	20	1		48	152	20	11	52	69
21 都市計	11,241	6,991	72	1,022	11		3,145	8,533	652	350	2,154	5,377

（注） 21 都市計については都道府県計の内数。

附属資料 6 都道府県別火災損害状況（つづき）

（平成 26 年中）

区分 / 都道府県	焼損面積			死傷者数		り災世帯数				り災人員数
	建物床面積（m²）	建物表面積（m²）	林野（a）	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	63,596	8,515	5,901	81	240	805	146	68	591	1,642
青森県	27,087	2,503	5,548	26	96	263	70	12	181	659
岩手県	36,091	1,131	14,727	33	85	233	88	15	130	633
宮城県	28,783	1,578	1,345	40	120	388	91	15	282	1,037
秋田県	18,886	2,124	1,306	35	61	199	58	9	132	567
山形県	20,949	1,579	1,648	19	78	185	55	16	114	542
福島県	26,198	3,283	3,944	43	107	257	100	17	140	737
茨城県	43,196	6,034	2,935	46	170	669	177	40	452	1,559
栃木県	31,323	3,670	8,056	45	104	326	95	38	193	863
群馬県	28,309	2,671	20,504	42	149	396	111	38	247	893
埼玉県	39,491	6,281	872	92	287	1,123	248	71	804	2,694
千葉県	46,261	3,254	656	71	370	959	259	45	655	2,247
東京都	24,036	9,132	871	97	794	2,597	222	185	2,190	4,974
神奈川県	22,967	3,767	225	63	405	1,225	162	84	979	2,724
新潟県	34,156	3,204	1,414	48	99	425	126	28	271	1,202
富山県	12,721	254	386	22	57	115	46	20	49	315
石川県	9,765	962	201	19	36	136	50	6	80	326
福井県	6,066	526	30	8	40	101	24	4	73	291
山梨県	9,449	929	394	19	49	117	30	6	81	269
長野県	29,378	2,427	1,370	33	143	331	103	28	200	835
岐阜県	29,430	2,970	375	22	103	339	68	35	236	873
静岡県	28,641	3,006	1,129	49	163	489	130	39	320	1,224
愛知県	62,468	6,016	385	63	388	1,030	184	79	767	2,452
三重県	25,712	2,021	164	29	93	237	67	24	146	542
滋賀県	12,304	654	329	13	74	137	38	5	94	356
京都府	13,457	938	134	30	102	348	52	27	269	734
大阪府	38,284	9,763	107	84	485	1,822	264	127	1,431	3,767
兵庫県	35,802	3,262	8,526	70	281	838	154	57	627	1,906
奈良県	14,139	1,832	715	19	48	190	54	14	122	474
和歌山県	9,066	565	60	19	53	164	45	11	108	385
鳥取県	7,215	2,094	96	8	36	69	20	7	42	185
島根県	10,048	588	601	10	58	99	25	8	66	291
岡山県	25,636	1,117	549	29	98	306	93	12	201	752
広島県	24,203	1,708	1,093	52	130	483	116	29	338	1,063
山口県	13,898	728	311	25	73	221	75	16	130	478
徳島県	8,276	475	37	15	50	128	38	17	73	245
香川県	16,268	709	107	13	61	151	51	10	90	347
愛媛県	23,233	1,022	507	35	98	264	81	15	168	577
高知県	7,186	850	161	20	43	140	52	10	78	288
福岡県	32,945	5,136	369	46	200	871	195	56	620	1,934
佐賀県	10,355	700	33	7	46	128	33	5	90	433
長崎県	18,007	1,323	3,859	15	83	231	68	9	154	517
熊本県	23,341	2,350	2,741	28	79	326	94	19	213	840
大分県	14,257	1,481	7,807	20	48	204	55	7	142	436
宮崎県	12,887	1,343	301	17	60	200	63	7	130	477
鹿児島県	26,037	1,070	1,479	47	83	383	159	19	205	795
沖縄県	6,347	1,139	1,874	11	34	140	34	16	90	346
都道府県計	1,108,150	118,684	106,182	1,678	6,560	20,788	4,569	1,425	14,794	47,726
札幌市	6,737	2,556	0	23	82	281	26	26	229	530
仙台市	3,631	466	7	17	51	199	20	6	173	440
さいたま市	2,927	573	0	13	40	174	34	11	129	423
千葉市	3,156	588	11	5	78	147	45	7	95	303
特別区	15,634	6,532	0	65	581	2,014	164	139	1,711	3,745
横浜市	6,654	2,244	0	20	136	480	41	45	394	1,052
川崎市	2,767	357	0	9	63	203	32	10	161	443
相模原市	2,175	73	56	3	37	111	11	3	97	254
新潟市	9,989	737	117	12	30	142	34	13	95	392
静岡市	5,402	322	6	7	29	87	21	7	59	203
浜松市	5,905	846	716	11	30	94	28	9	57	240
名古屋市	7,027	2,396	0	15	119	346	45	33	268	708
京都市	3,725	458	15	17	53	188	18	20	150	349
大阪市	12,675	5,099	0	36	174	829	73	48	708	1,567
堺市	733	506	4	6	33	141	13	9	119	309
神戸市	3,368	574	56	13	85	244	29	23	192	465
岡山市	4,219	543	18	3	37	95	15	3	77	227
広島市	5,445	983	678	30	62	250	44	15	191	539
北九州市	5,415	1,350	100	11	39	182	36	12	134	369
福岡市	3,127	1,586	3	5	57	237	44	18	175	457
熊本市	3,323	469	0	9	27	136	25	6	105	332
21 都市計	114,034	29,258	1,787	330	1,843	6,580	798	463	5,319	13,347

（注） 21 都市計については都道府県計の内数。

附属資料 6 都道府県別火災損害状況（つづき）

（平成26年中）（単位：千円）

区分 / 都道府県	損害額									
	計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
		小計	建物	収容物						
北海道	3,562,743	3,290,356	2,437,362	852,994	48,345	162,557	2,564	0	26,668	32,253
青森県	1,308,212	1,179,212	843,287	335,925	89,783	27,758	1,360	0	9,826	273
岩手県	2,238,043	1,873,208	1,415,237	457,971	235,954	54,610	41,000	0	33,168	103
宮城県	1,590,790	1,486,629	1,071,437	415,192	6,646	71,080	0	0	24,632	1,803
秋田県	804,809	763,926	529,012	234,914	5,168	13,787	725	0	18,990	2,213
山形県	1,030,582	997,344	738,173	259,171	3,727	20,031	0	0	9,429	51
福島県	1,339,936	1,252,897	858,079	394,818	12,342	55,047	0	0	19,412	238
茨城県	4,531,619	4,372,677	2,359,609	2,013,068	10,468	69,984	20,665	0	47,366	10,459
栃木県	2,618,240	2,286,942	1,700,751	586,191	217,698	42,147	0	0	24,497	46,956
群馬県	2,338,649	1,614,247	1,215,863	398,384	571,555	133,792	0	0	15,852	3,203
埼玉県	3,550,566	3,375,522	2,380,494	995,028	16,667	101,667	0	0	55,287	1,423
千葉県	4,165,588	3,834,747	2,762,707	1,072,040	464	111,407	55,733	0	150,917	12,320
東京都	4,981,293	4,696,208	2,872,631	1,823,577	64,880	124,704	25	0	82,177	13,299
神奈川県	2,668,919	2,471,324	1,845,192	626,132	0	113,939	0	0	78,516	5,140
新潟県	1,705,909	1,641,724	1,257,456	384,268	1,298	48,622	46	0	14,137	82
富山県	845,620	644,556	518,496	126,060	1,182	10,618	0	0	19,495	169,769
石川県	626,043	608,454	477,244	131,210	4,874	12,069	0	0	646	0
福井県	362,832	343,458	294,655	48,803	54	13,721	120	0	2,609	2,870
山梨県	703,860	663,904	361,131	302,773	555	21,658	0	0	16,549	1,194
長野県	1,676,322	1,606,734	1,281,313	325,421	1,079	48,388	0	0	19,869	252
岐阜県	2,511,713	2,401,464	1,550,537	850,927	636	72,389	83	0	34,807	2,334
静岡県	3,471,341	2,293,289	1,537,096	756,193	8,137	208,137	35,702	0	913,402	12,674
愛知県	6,790,488	6,273,727	3,742,952	2,530,775	2,645	135,253	12,800	0	339,358	26,705
三重県	1,799,489	1,705,394	1,195,781	509,613	1,216	63,314	1,949	0	21,732	5,884
滋賀県	1,181,631	1,149,158	551,106	598,052	427	17,374	0	0	14,654	18
京都府	938,134	866,553	621,329	245,224	1	29,555	53	0	41,545	427
大阪府	3,462,202	3,314,179	2,241,692	1,072,487	8	84,785	1,065	0	58,871	3,294
兵庫県	3,312,078	2,888,201	2,059,978	828,223	1,934	92,290	11,603	0	310,458	7,592
奈良県	1,089,000	1,014,281	739,226	275,055	1,630	28,729	0	0	16,927	27,433
和歌山県	611,044	586,985	472,185	114,800	909	19,879	80	0	3,097	94
鳥取県	354,412	345,667	253,490	92,177	96	5,046	1,876	0	1,727	0
島根県	896,101	862,992	562,261	300,731	450	23,790	610	0	5,097	3,162
岡山県	1,428,514	1,245,722	852,780	392,942	678	148,821	0	0	27,126	6,167
広島県	1,505,981	1,403,423	849,336	554,087	230	42,459	32,916	0	24,366	2,587
山口県	1,074,211	941,928	787,338	154,590	315	55,216	1,466	0	11,130	64,156
徳島県	738,704	724,615	554,119	170,496	0	9,950	1,000	0	3,139	0
香川県	911,977	859,577	530,786	328,791	0	19,949	410	0	32,041	0
愛媛県	1,544,923	1,478,876	729,454	749,422	2,306	34,129	4,729	0	21,731	3,152
高知県	431,046	411,184	326,245	84,939	1,672	8,339	900	0	8,951	0
福岡県	2,715,673	2,399,521	1,450,454	949,067	409	111,485	3,640	0	91,719	108,899
佐賀県	776,383	725,909	489,573	236,336	122	14,316	0	0	11,673	24,363
長崎県	830,555	812,204	649,390	162,814	0	6,346	727	0	11,278	0
熊本県	1,184,697	1,031,072	750,159	280,913	44,818	36,630	150	0	71,867	160
大分県	640,073	597,789	452,496	145,293	5,467	28,991	1,617	0	6,209	0
宮崎県	671,838	636,129	456,196	179,933	673	23,396	200	0	7,700	3,740
鹿児島県	1,419,003	1,328,364	854,102	474,262	1,497	28,744	5,127	0	55,270	1
沖縄県	377,049	353,703	311,245	42,458	0	18,230	0	0	4,264	852
都道府県計	85,318,835	77,655,975	52,791,435	24,864,540	1,369,015	2,625,128	240,941	0	2,820,181	607,595
札幌市	640,465	628,202	444,913	183,289	0	9,609	0	0	2,465	189
仙台市	306,386	289,049	139,819	149,230	0	15,807	0	0	1,529	1
さいたま市	263,248	252,021	199,956	52,065	0	6,617	0	0	3,460	1,150
千葉市	381,765	285,924	249,949	35,975	0	28,660	0	0	59,065	8,116
特別区	3,363,399	3,210,194	1,913,054	1,297,140	0	99,390	25	0	40,582	13,208
横浜市	934,445	824,294	640,400	183,894	0	69,946	0	0	35,329	4,876
川崎市	241,785	232,963	165,506	67,457	0	5,790	0	0	3,032	0
相模原市	134,952	129,991	87,541	42,450	0	2,993	0	0	1,931	37
新潟市	491,870	463,303	377,083	86,220	0	23,667	0	0	4,900	0
静岡市	483,966	463,411	262,587	200,824	0	20,146	0	0	409	0
浜松市	445,804	390,862	309,654	81,208	6,878	43,449	0	0	4,615	0
名古屋市	617,814	496,475	351,084	145,391	0	25,215	0	0	96,124	0
京都市	233,135	223,963	181,175	42,788	1	7,960	0	0	1,134	77
大阪市	906,963	868,756	621,955	246,801	0	16,321	0	0	21,096	790
堺市	103,943	80,391	57,476	22,915	5	14,756	1,050	0	7,340	401
神戸市	456,189	397,396	303,822	93,574	536	43,642	9,480	0	5,135	0
岡山市	241,280	213,613	131,026	82,587	0	16,942	0	0	10,725	0
広島市	619,375	597,885	232,672	365,213	0	9,136	0	0	12,342	12
北九州市	307,951	287,115	207,988	79,127	0	18,908	0	0	1,764	164
福岡市	346,968	325,185	239,227	85,958	0	14,148	3,640	0	3,995	0
熊本市	132,671	116,013	95,647	20,366	0	13,498	150	0	2,930	80
21 都市計	11,654,374	10,777,006	7,212,534	3,564,472	7,420	506,600	14,345	0	319,902	29,101

（注） 21 都市計については都道府県計の内数。

附属資料 34 危険物施設数の推移

（各年３月 31 日現在）

製造所等の別 ＼ 年	総計	製造所	貯蔵所								取扱所					
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
昭和 34 年	95,207	2,523	63,303	23,566	19,090	2,048	5,484	7,237	3,527	2,351	29,381	19,937	1,702			7,742
昭和 42 年	213,526	3,008	140,842	34,163	48,975	8,863	23,891	4,648	15,190	5,112	69,676	42,347	2,059			25,270
昭和 43 年	246,767	3,164	157,456	36,523	53,938	9,993	28,243	4,731	17,856	6,172	86,147	49,041	2,478			34,628
昭和 44 年	279,012	3,309	175,150	38,880	59,504	11,172	33,142	4,793	20,556	7,103	100,553	54,060	2,907			43,586
昭和 45 年	308,784	3,459	192,155	40,709	64,693	12,334	38,852	4,767	22,645	8,155	113,170	58,096	3,274			51,800
昭和 46 年	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611	45,880	4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553			62,244
昭和 47 年	377,123	3,789	231,972	44,872	76,090	14,667	52,132	4,805	28,484	10,922	141,362	66,638	3,722	91		70,911
昭和 48 年	410,158	3,929	251,372	46,769	81,388	15,575	58,913	4,748	32,139	11,840	154,857	71,049	3,697	163		79,948
昭和 49 年	461,500	4,037	288,771	50,253	91,596	16,840	68,423	4,774	36,049	20,836	168,692	74,697	3,763	258		89,974
昭和 50 年	495,161	3,961	312,009	53,239	97,846	17,534	75,642	4,578	39,364	23,806	179,191	76,879	3,727	319	1,148	97,118
昭和 51 年	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	17,936	80,906	4,540	41,909	23,995	184,813	78,508	3,717	374	1,225	100,989
昭和 52 年	527,118	4,104	333,440	56,772	99,626	18,236	85,874	4,496	44,266	24,170	189,574	79,998	3,675	464	1,229	104,208
昭和 53 年	539,532	4,124	341,341	57,819	99,456	18,632	90,734	4,286	46,333	24,081	194,067	81,288	3,626	513	1,251	107,389
昭和 54 年	552,597	4,184	349,777	58,528	98,984	18,929	95,823	4,194	49,427	23,892	198,636	82,900	3,538	541	1,316	110,341
昭和 55 年	575,376	4,272	366,356	60,165	100,373	19,451	104,193	4,187	52,350	25,637	204,748	84,588	3,462	604	1,357	114,737
昭和 56 年	587,052	4,346	373,465	61,554	97,509	19,923	109,755	4,076	54,986	25,662	209,241	86,056	3,416	647	1,366	117,756
昭和 57 年	596,575	4,393	379,752	62,789	97,007	20,013	113,398	3,953	57,126	25,466	212,430	86,962	3,351	667	1,382	120,068
昭和 58 年	601,905	4,435	382,914	63,440	96,341	19,955	115,724	3,871	58,662	24,921	214,556	87,678	3,284	705	1,380	121,509
昭和 59 年	607,040	4,477	386,406	63,598	96,057	19,878	117,715	3,742	61,019	24,397	216,157	88,143	3,221	729	1,391	122,673
昭和 60 年	613,364	4,560	390,825	63,878	95,685	19,831	119,749	3,638	64,393	23,651	217,979	88,582	3,124	744	1,400	124,129
昭和 61 年	617,540	4,598	393,419	64,081	94,998	19,621	121,254	3,531	66,998	22,936	219,523	88,882	3,040	739	1,402	125,460
昭和 62 年	620,783	4,657	395,877	63,980	94,334	19,465	122,509	3,435	69,976	22,178	220,249	88,890	2,939	758	1,397	126,265
昭和 63 年	574,720	4,677	397,687	63,693	93,497	19,354	123,402	3,361	72,957	21,423	172,356	89,088	2,845	766	1,381	78,276
平成元年	578,881	4,722	400,597	63,562	93,105	19,150	124,374	3,288	76,451	20,667	173,562	89,506	2,768	765	1,372	79,151
平成２年	582,911	4,775	403,577	63,426	92,778	18,955	125,630	3,199	79,308	20,281	174,559	89,814	2,696	776	1,360	79,913
平成３年	561,184	4,774	385,975	61,350	87,950	17,999	125,874	2,354	71,596	18,852	170,435	89,388	2,630	657	1,373	76,387
平成４年	562,980	4,917	387,019	61,522	87,550	17,710	126,599	2,266	73,111	18,261	171,044	89,616	2,554	640	1,369	76,865
平成５年	562,250	4,975	386,022	61,285	87,038	17,459	126,706	2,212	73,699	17,623	171,253	89,996	2,464	652	1,377	76,764
平成６年	560,790	5,013	383,979	60,862	86,272	17,168	126,543	2,169	73,704	17,261	171,798	90,647	2,395	647	1,380	76,729
平成７年	561,295	5,046	383,683	60,304	85,764	16,880	126,533	2,089	75,307	16,806	172,566	91,418	2,321	647	1,382	76,798
平成８年	561,094	5,071	382,941	59,824	85,114	16,598	126,552	2,040	76,575	16,238	173,082	92,037	2,256	660	1,378	76,751
平成９年	560,108	5,126	382,409	59,221	84,553	16,315	126,617	1,965	77,881	15,857	172,573	91,583	2,196	652	1,365	76,777
平成 10 年	556,647	5,159	380,337	58,697	83,902	16,133	126,218	1,906	78,184	15,297	171,151	90,226	2,146	641	1,359	76,779
平成 11 年	551,371	5,156	377,229	58,073	82,877	15,848	125,481	1,828	78,404	14,718	168,986	88,382	2,075	645	1,350	76,534
平成 12 年	546,043	5,145	374,034	57,246	81,646	15,497	124,558	1,768	79,027	14,292	166,864	86,616	2,017	638	1,343	76,250
平成 13 年	542,068	5,160	371,351	56,722	80,260	15,311	123,964	1,703	79,802	13,589	165,557	85,182	1,963	631	1,331	76,450
平成 14 年	537,825	5,183	368,561	56,010	79,264	15,022	123,096	1,646	80,356	13,167	164,081	83,869	1,876	625	1,322	76,389
平成 15 年	530,484	5,085	363,829	55,178	77,631	14,709	121,795	1,586	80,194	12,736	161,570	82,371	1,807	618	1,288	75,486
平成 16 年	523,341	5,076	358,786	54,577	76,147	14,368	119,988	1,514	79,804	12,388	159,479	80,814	1,737	611	1,262	75,055
平成 17 年	514,990	5,050	352,872	54,337	74,724	14,086	117,491	1,446	78,683	12,105	157,068	79,104	1,681	600	1,250	74,433
平成 18 年	506,245	5,058	346,532	53,770	73,428	13,803	114,564	1,384	77,630	11,953	154,655	77,642	1,632	591	1,241	73,549
平成 19 年	496,789	5,107	339,728	53,720	72,213	13,363	111,204	1,307	76,262	11,659	151,954	76,310	1,584	583	1,226	72,251
平成 20 年	486,812	5,121	332,859	53,473	70,898	12,965	108,292	1,247	74,513	11,471	148,832	74,388	1,523	567	1,215	71,139
平成 21 年	475,989	5,154	325,590	53,182	69,756	12,574	105,206	1,204	72,387	11,281	145,245	72,121	1,480	554	1,208	69,882
平成 22 年	465,685	5,164	318,562	52,637	68,606	12,287	102,417	1,170	70,232	11,213	141,959	70,005	1,428	551	1,190	68,785
平成 23 年	455,829	5,152	311,996	52,219	67,470	11,923	99,383	1,141	68,746	11,114	138,681	67,990	1,381	542	1,179	67,589
平成 24 年	447,277	5,150	305,975	51,516	66,294	11,679	96,120	1,114	68,299	10,953	136,152	66,470	1,333	537	1,153	66,659
平成 25 年	436,918	5,160	299,142	51,245	65,330	11,502	91,255	1,101	67,916	10,793	132,616	64,593	1,293	538	1,151	65,041
平成 26 年	428,541	5,154	293,544	50,888	64,206	11,296	87,831	1,060	67,665	10,598	129,843	63,222	1,245	529	1,142	63,705
平成 27 年	422,029	5,106	289,034	50,553	63,093	11,021	85,499	1,019	67,498	10,351	127,889	62,269	1,209	518	1,127	62,766

（備考） 1 「危険物規制事務調査」により作成

2 昭和 34 年は９月 30 日現在である。

3 東日本大震災の影響により、平成 23 年、平成 24 年の岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータについては、平成 22 年３月 31 日現在の件数で集計している。